

ISSN0385-7786

福岡市立歴史資料館

研究報告

第 9 集

1985

福岡



福岡市立歴史資料館

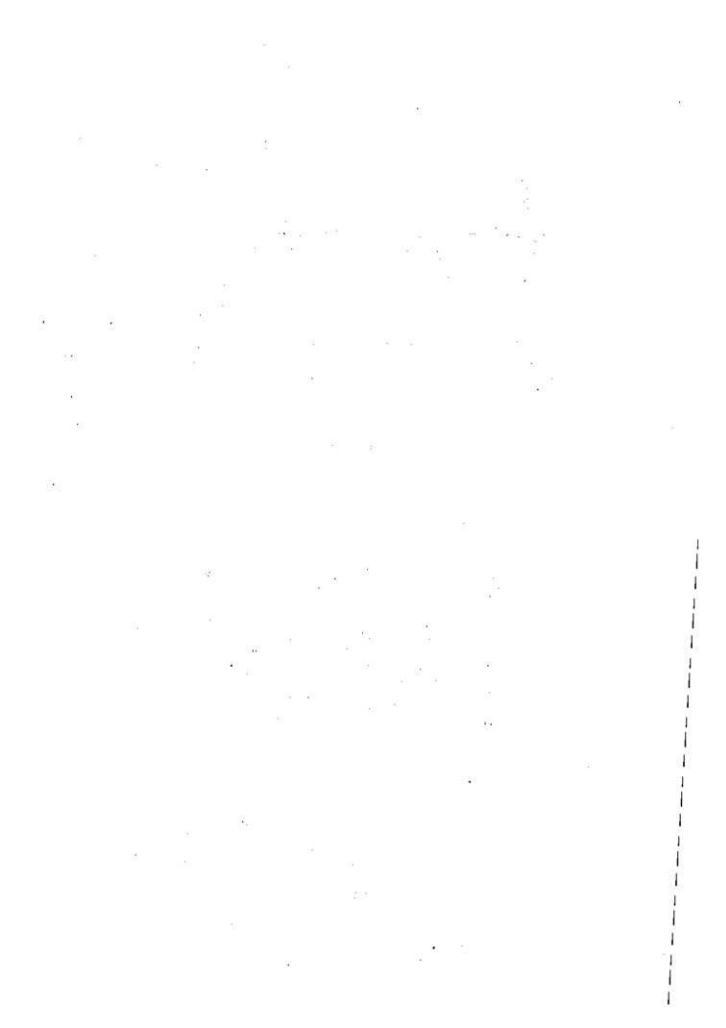
研 究 報 告

第 9 集



1985

福 岡



序

歴史資料館の展示・資料収集活動は歴史・民俗・考古の各分野にわたっており、その基礎となるのが調査研究であることはいまでもありません。その成果を公表する本研究報告も今回で第九冊になりました。

今後とも充実した調査研究を持続し、館活動に役立ててゆきたいと存じます。市民各位の御指導と御協力をお願い申し上げます。

昭和六十年三月三十一日

教育長 西津 茂美

この第九集には、昨年秋に開催した特設展「漢委奴国王

金印展——金印発見二百年——」のために行なった調査研

究と、荒神祭りに関する調査の成果を掲載しました。

今後とも地道な調査研究を進めたいと存じます。皆様

御批判と御指導をお願いいたします。

昭和六十年三月三十一日

館長 後藤 直

目次

筑前地方の荒神と荒神祭り……………	佐々木 哲哉……………	1
近世の志賀島—金印問題を中心にして—……………	高 田 茂 広……………	21
金印出土状況の再検討……………	塩 屋 勝 利……………	37
漢・魏・晋代における「蛮夷印」の鉞形について……………	高 橋 学 而……………	57



筑前地方の荒神と荒神祭り

佐々木 哲 哉

はじめに

昭和五四・五五兩年度にかけて福岡県全域を対象として行なわれた「緊急民俗文化財分布調査」の整理をしていて、県下に万遍なく分布を示しているものに、カマド神としての荒神のあることが目についた。

荒神は「分類祭祀習俗語彙」^①や民俗学関係の辞典類には、概ね、「コウジン」は三宝荒神の名で火の神・カマド神として祀られている内荒神と、屋外に小祠とか自然木を中心にして屋敷神・組の神・同族の神・集落の神として祀られる外荒神とがある。どちらも激しい性格の祟りやすい神で、験力が強く、主として西日本に広く分布しているが、その信仰は複雑で、本質がどこにあるのか

今のところ決め難い。」

というような説明がなされている。九州各県の場合を見ても、熊本県では土地神（屋敷神）・氏神（同族神）・カマド神・井戸荒神、宮崎県では屋敷荒神・地主荒神・間族神・荒神森（聖地）などが混交しており、鹿児島県下ではジガミ（地神）地帯とコウジン（荒神）地帯とに分かれているが、地神の中で特に祟りやすいのを荒神と呼んでいるのではなからうかと言われている。また、大分県でも内荒神（カマド神）と外荒神（屋敷神・集落の神）とが見られるが、長崎・佐賀・福岡の各県では概ね内荒神を主体としている（九州の民間信仰^②による）。つまり、九州でも北部になると、内荒神が主流を占めているということになるが、なかでも福岡県は徹底した内荒神地帯である。

いま一つ、前記の「緊急民俗文化財分布調査」の報告書で目につくことは、内荒神としてのカマドの神・火の神を祭るのに、福岡県下では殆どの地域で、座頭さん、と呼ばれる荒神首僧が関与していることである。

民間伝承は、各地に類似した現象の見られるところにその特色があるが、それを福岡県内に限っても、同一の現象が県下に、万遍なく、行き渡っているというのは、そう滅多にあるものではない。その点が先ず関心のそそられるところであるが、荒神そのものについても未だその本質がどこにあるのか判然としないというのであればなおのこと、いま少し事例を積み重ねてみて、その解明の糸口なりともつかみたいという思いにかられる。福岡県は旧藩時代の筑前・筑後・豊前三國をその境域として含むだけに、同じ荒神の信仰についても、その現われ方に多少の濃淡はある。そこで、ここでは一先ず、前記分布調査の整理を終えた筑前地方の事例を中心に、筆者自身が調査したものを含めて報告しながら、若干の考察を試みておきたい。なお、これらの調査が明治末期から大正期の民間伝承の聞き取りを主としており、現在では住宅改造等の事情によって、消滅あるいは変容しているものも含まれているが、できるだけ祖型に近くことがその本質を明らかにすることに繋がることから、この際、変遷過程にはこだわらず、すでに消滅しているものでも、過去にその事実が存在したというものについては、現在形の表記をとったことを、あらかじめお断りしておく。

註

(1) 柳田國男著 角川書店 昭38

(2) 民俗学研究所編『民俗学辞典』 昭26 桜井義太郎編『民間信仰辞典』 昭55 ほか。

(3) 佐々木曾我傳共著 明文書房 昭48

筑前地方の荒神様

民間信仰の性格やその本質を捉えようとする場合、いくつかの方法があろうが、祀り方（祀る場所と神体・偶像）、供え物や祭り・祈願の方法、禁忌や呪法などから見てゆくのが順序であろう。

祀る場所と御神体

筑前地方の荒神は、コウジンサマ、オコウジン、オコジンサマ、サンボウコウジンなどの呼び方が一般的で、その祀り方には次の三通りが見られる。

- ① クドの上に荒神棚を設け、オコクラ（木造の小祠）を置いて三宝荒神のお札を収める（写真2・3）。
- ② クドのうち、特にオオクド・カンツキと呼ばれるものの上に大型のハガマを据えて荒神様を祀る（写真4・5）。
- ③ 通りニワ（玄関から勝手口に抜ける土間）の中央部あたりに日常の煮炊きとは関係のないクドを築き、大型のハガマを据えて荒神様と呼ぶ（写真6・7）。

クドは筑前地方では、クロ、と発音されるが、炊事場のニワ（土間に築かれた竈（かまど））のことで、石組みをした上にスサワラ

(ワラを細かく刻んだものでススワラ・スキワラともいう)を混ぜた赤土をこねて塗り固め、焚き口の三つあるものと二つのものがある。三連のクドは、一つが平ナベを据えて日常の炊飯用、次がハガマを据えて湯沸し用、他の一つが大ナベを据えて祝儀・不祝儀・祭座など多人数の来客時の煮炊き、または味噌豆や牛馬の飼料などを煮るのに用いる(定真)。二連式のもは、炊飯用の平ナベと大ナベとの間に鍋蓋を嵌め込んで双方の余熱で湯を沸かし、ケコミクドと呼ぶ。これらは炊事場のニワでも流しに近いカマトコ(またはクロトコ)と呼ばれる場所に築かれる。それとは別に、ニワの壁際に寄せて焚き口の一つついた大型のクドを設け、大釜を据えてオオクドまたはカンツキと呼んでいる場合がある。オオクドは大量の湯を沸かす時とか味噌豆を煮たりする時以外にはあまり使用されない。荒神様の祀り方のうち、①の場合は、日常使用するクドの上に荒神棚を設けたという型であり、②の場合は、荒神を祀るために別個に大型のクドを仕立てたという型である。それがさらに、荒神釜として独立した崇拜対象になっているのが③の場合で、①と②が農家を中心としたものであるのに対し、③は町家を中心それが見られる。方角はクドそのものが鬼門(良——東北)と裏鬼門(坤——西南)、特に裏鬼門を避け、焚き口が北に向いてはいけないとか、家の入口を入れて真正面に焚き口が見えてはいけないとかの禁忌があるので、荒神様もそれに合わせて、南向きとか東向き、或いは西北の隅に祀られているが、特に西北(乾)が重視されている(八幡西区香月など)。

ところで、カマトコに荒神棚を設けているものうち、注目すべき事例に、

・クドの上の最も煙のかかる所にオコトラを設け、三室荒神のお札を入れる(筑紫野市大石)。

・カマトコのクドの上、煙のあたる所に祀る。けむたいけれども、一番先に御飯を食べて貰うためという(福岡桂川町内山田)。

というのがあつた。ここで思い当たるのが、県内一円で用いられているクド、ということである。クドには「竈突」あるいは「竈」という文字が当てられ、元來はかまどの後方に取りつけた煙出しの窓を意味していた。「倭名類聚抄」巻十二の燈火器の項には、

竈竈 四聲字宛云、竈竈 別反、與與 竈、炊爨處也、文字集略云、竈竈 七経反、和竈後穿也、

とあつて、加萬カマンと久度クドとを区別しており、「名勝記」巻五には「人の家の竈神のそばへ、別の戸をあけて煙をい出す所を、くどとなづく、如何」とある。このことからすれば、先の事例で「カマトコの上の最も煙のかかる所に荒神様を祀る」と言っているのは、煙出しの窓にクドの傍が荒神様を祀る場所であることを示したもので、そこが荒神に仮託される以前の、古いカマトクの住処であつたことを暗示する伝承といえよう。それがやがては、カマトコの宿る場所をさしてクドと呼ぶようになり、さらにはカマトドのものまでをクドと呼称するようになった、ということなのではなからうか。クドをカマトドと同義に用いている地域は、東北地方から九州にかけて、殆ど全国的に広い分布を見せている。

そうした中で、筑前地方の農家で特に顯著に見られる②の場合、つまり、日常の煮炊きとはあまり係わりのない大型のクドを土間の壁際に寄せて築いているものでは、その後ろに設けた無双窓を、荒神窓と呼び、荒神椽が出入りするところと言っている。その傍に荒神を祀っていることを端的に示した呼び名である。イエによっては、オオクドの上に棚を設けてオコクラを置き、三宝荒神の御札を収めているところも見られる(写真5)が、ハガマの蓋の上に、荒神椽の花立て、一基を置き、それにハナシバ(檜)・ネズミモチ・サカキなどの枝を挿しているだけ(写真6)というのが普通である。筑前地方では、このオオクドに据えられた大型のハガマを一般に、荒神釜と呼んでいることからすれば、その蓋の上に立てられたハナシバやネズミモチの枝はまさしく神の依代を意味しており、荒神釜を据えたオオクドがまぎれもなく荒神椽ハカマド神の御神体ということになる。博多の町家などでは、通りニワの中ほどに荒神釜を据えている関係で(③の場合)、クドの部分を装飾的にケヤキの神で覆っているのを見かけるが、ハガマだけは大ぶりの見事な作りのもを据えている(写真5)。そのことからすれば、日常の煮炊きを用いるクドの上に荒神棚を設けてオコクラを置くという①の場合には、荒神釜を省略して、直接煙出しの窓の傍にカマド神を祀っているということになるが、型としてはむしろ荒神が付着する以前からの古いカマド神の形態をとどめているのかも知れない。ただし、オコクラに祀られているものが、現在ではすべてが三宝荒神の御札で、それ以前のカマド神の御神体については探るてだてがない。

供え物と折願

そこで、次に取り上げておきたいのが、荒神椽の供え物や、折願の方法およびその内容である。それらには、当然のことながらケの日とハレの日の区別がある。ケの日、すなわち日常的には、上の間に祀られている天照皇太神や氏神の御札を収めた神棚と同じく、毎朝、花立ての水を替え、御供・水・塩などを供えて朝夕に燈明をあげる。屋内神としては、氏神・御先祖様と同格にあるのが荒神椽である。ただ、三叉大根がとれた荒神椽に供える(三宝荒神にちなむ)といったような特殊な場合もあり(写真5)、福岡市内や粕屋郡などでは、お汐井(浜砂)を荒神釜に供える風がある(写真6)。福岡市周辺では、春秋の社日に箱崎浜で浜砂を探り、汐井テボに入れて玄関口に吊すか、小さな棚にのせるかして、家の出入りの際に身体に振りかけ、災厄除けと深めの感覚が見られるが、荒神釜に供える場合もまた同様である。また、博多湾内の熊古局で江戸時代に廻船問屋を営んでいた石橋家では、玄関の土間に設けられた荒神釜の上部に、各種の餅をうす高く積んでいるのが見られる(写真7)。

荒神椽の供え物や折願の方法に特色を見せるのはやはりハレの部分で、それにはイエ単独で行なう儀礼と、荒神首僧や修験者などの関与する儀礼とがある。ここでは、まずイエで行なう儀礼から見てゆくこととしたい。

ハレの儀礼で最初に目につくのが正月のお飾りで、供え餅と注連に筑前地方の特色が見られる。供え餅は三宝荒神にちなんで三つ一重ねというのが奥下一般に見られる傾向であるが、旧粕屋郡一円で



写真4. 農家の荒神釜(オオクド)
(福岡市西区下山門青木家)



写真1. くど
(宗像市平等寺吉田家)



写真2. くど上の荒神棚
(宗像市平等寺吉田家)



写真5. 農家の荒神釜
(福岡市西区椎原)



写真3. 荒神様のおこくら
(筑紫郡那珂川町後藤家)



写真8. 荒神釜の供え餅(小山家)



写真9. 志賀島のススミテ



写真10. 農家のススミテ



写真6. 町家の荒神釜
(福岡市東区箱崎小山家)



写真7. 旧廻船問屋の荒神釜
(福岡市西区能古石橋家)

は、饅餅三つの間にさらに小餅三つを挟み、その上にオヒネリ（少量の米を半紙で包んで上をひねったもの、お年玉ともいう）をのせ、棧を添える（写真真）。荒神様の餅は正月七日のホウケンギョウの火で焼いて食べると夏まけをしないと云われている。また、志賀島では十四日にこれを御飯に入れて炊き、チカラモチ（力餅）と呼んでいる。

荒神様の注連は、ススミテ（志賀島）・ススメテ（柏屋・宗像郡）とか、エビまたは荒神様の杖（能古島）・巻ワラ（能古島・キノノマク（遠賀郡の一部）などと呼ぶ。巻ワラを丸く巻いて真中をワラ束で括ったもので、巻杖あたりではその形がエビに似ているところからエビガネ、飾りエビと言う。志賀島では年末の煤払いに用いた男竹・女竹の笹の葉を二・三枚これに挿し、荒神様の煤受け、とも呼んでいる。ススミテの、ミテル、が終わるといふ意味の動詞であるから、煤受け、も同義である。現在では裝飾的に作られ、形式的に煤払いの笹の葉を挿すだけになっているが、元来は新しいワラ束でカマドの煤を払ったのち、それを丸く巻いて荒神様に供えたものかと思われる。煤受け、あるいは能古島という、荒神様の杖、は、こうした、荒神様、との関連を暗示しているようでもある。面白いのは、浜方と村方でその形の違うことで、浜方では真中の括りワラの穂を上に向けて帆掛け舟の形といい、村方では穂を下に垂らして牛を象ったものという。また、浜方では、漁の上がること、村方では、イネの穂の垂れること、とも言っている（写真9・10）。この注連は毎年取り替えるが、一年中掲げたままにしておき、翌年

取り替えた時に、古い方を元日の海に流したり（浜方）、七日のホウケンギョウの火で焼いたりする。宗像郡ではこのワラを田植えの時のムスタ（苗括り）にませて用いる。また、死人が出たら年の途中でも海に流したり（能古島）、親が死んだら三年間は作ってはならない（能古島）、というような禁忌も聞かれる。

農耕儀礼と荒神様の関係もまた見のがせない。田植えの終わったあと、サナブリ（神上り）の時に、苗三把をよく洗って、各イエごとに荒神様に供える風習のあることが、旧柏屋・宗像・筑紫・糸島・朝倉の各郡から報告されており、おそらく筑前地方一円に分布していたものと思われる。これをコージンナエと呼び、盆の入りまで供えておき、七日盆の仏具磨きにこれを用いる。苗三把は庚申様に供える。甘木市の長田地区からの報告に、

・田植えの時にできのいい苗を獲ておき、さなぶりのあとでクミごとに記っている庚申様に供える。各イエではこれとは別に、太神宮様に二手、荒神様に三手、仏様に二手、小さい苗束を供える。

とあるが、単なるコージンとコーシンの混同ではなく、庚申様にも作神としての信仰のあることが、各地からの報告に見られる。

筑前地方の農耕儀礼で特色のあるものに、旧暦で二月と十一月初丑の日に行なわれる、丑まつりがある。二月を、下り丑、十一月を、上り丑、と呼び、双方ともニワに新籾を敷いて臼を据え、その上にテミイ（手篋）を載せて一升糺に入れた餅と、ナモノクサゲ（魚類）・御供・神酒・塩などを供える。異なるところは、二月は手篋の聞いた方を家の外に向け、十一月はそれを内に向けておき、

る。ウツサマ（丑様）を田圃に送り迎えする儀式であるといい、上り丑の時は田圃に刈り残しておいた十二株（閏年は十三株）の稲束を持ち帰り、オオコ（先の尖った担い棒）の両端に六株ずつ刺して手裏の上に供える。丑様は作神様（田の神様）と信じられている。この丑まつりに荒神がかかわっているのは主として、上り丑、のほろで、

・十一月初五日の日にウツサマまつりといって作神様をまつる。平素は十二株、閏年は十三株の稲を刈り残しておき、それを手裏に六つつつさして、御箸と一緒に荒神様に供える。餅を焼き、御飯を炊いて甘酒・ニシメもお供えする（糸島郡二丈町・同志摩町）。

・十一月初五日の日のウツサマまつり（ウツサマともいう）には、荒神様の前に臼を置き、その上に手裏をのせ、稲三株と一升餅に餅を二段に詰めて供え、家族中がニワにムシロを敷いてお通夜をする。三株の稲束は毎年、年号を記して荒神様の前に吊しておき、それでその年の不作・豊作が一目でわかる（粕屋郡粕屋町西殿）。

というように、作神としての丑様との習合現象が見られる。筑紫野市袖須原からの報告には、「荒神様はウシの神様ともいう」とさえある。ただ、筑前全域の丑まつりが二月の「下り丑」と十一月の「上り丑」で対応を示しているのに対し、荒神様のほうはサナブリ（田植え後）の苗三把と収穫祭の稲三株が対応しているように見受けられる。糸島郡の事例にある十二株の稲は、もともととは丑様のほうについていたものであろう。そのほか、農耕儀礼とのかわり、おのおの一例ずつではあるが、

・初午様・ウシ様・亥の子様の日には特別に荒神様をまつる（糸島郡二丈

町流川。

・カマアゲ（刈り上げ儀礼）の時、稲刈りで使用した鎌を荒神の穂の袋の上にそっと置いて、モウガ（籠）を上げ、それを捧いだあとでないと御飯を食べなかつた（飯手郡宮田町倉久）。

というもある。

そこで、荒神様には、縁日つまり特定の祭り日があるのか、ということになるが、各地からの報告の中に、

・毎月二十八日、荒神様に御供を供え、ニワに籠を敷いて家族中がニワゴモリ（籠籠り）をする（飯塚市大日寺・飯手郡宮田町・宗像市平等寺・宗像郡津屋崎町・遠賀郡岡垣町）。

・一月二十八日、荒神様の前に籠を敷き、家族そろって赤飯を食べる（飯手郡若宮町）。

というのがある。二十八日はお不動様の日でもある。そして、特に一月と九月の二十八日は、単に家族だけのお籠りではなく、荒神百僧が来て荒神威い（籠敷え）をしている事例が各地に見られる。荒神の祭り日がお不動様の日と一致していることは、いずれは荒神百僧等の関与があつてのことかと思われるが、それ以前からのカマド神・火の神に対する信仰の中に、不動明王に通じる激しい性格の、あらゆる災厄を払う神としての感覚が存在していたということにもなる。そのあたりのことを、荒神様カマド神に対する禁忌や呪法から眺めておきたい。

禁忌と呪法

カマドの神としての荒神には、当然のことながら火の信仰が結び

つく。火にはすべてのものを焼き尽すという力があるだけに、古くから人びとの感覚の中にも、それを浄化作用と受け取って神聖視する面と、その激しい燃焼力を畏怖する面とが見られた。それがカマドを神聖な場所と観じ、そこに宿る神を、あらゆる災厄を払ってくれるかわりに、まつりを怠ったりその住処を汚したりした場合には激しく祟る神として畏怖することにも繋っている。カマドを神聖視する感覚には、先にもふれたように、正月前の煤払いで他の場所を払う筈とは別に、新しいワラを束にしてカマドの周囲を払うということがあった（荒神掃）。カマド神のまつりを怠らないというのは、毎日の御供えと燈明を欠かさず、正月の供え餅も荒神様には特別のものをしつらえるほか、農作の折目にも供物を供え、祭り日には庭籠りもする。そして、後述するように、四季の土用や、祭り月といわれる正・五・九月には僧侶を招いて荒神祓い＝甕敷えをしてもらった。屋内神としてはそのまつりを最も重視して来たのが荒神様であった。それだけに、カマドを穢してはならないという禁忌にも嚴重なものがあつた。クドのまわりを汚してはいけない、クドの上に汚れたもの（作業衣や履物など）をのせてはいけない、クドの傍で唾を吐いてはいけない、クドに腰をかけてはいけない等々は、改めて言われるまでもなく、むしろ習慣化されたものであつた。ここで、おそらくはクドを穢したことによって祟りを受けたということの意味していると思われる伝説があるので取り上げておきたい。柏屋郡古賀町久保にある千鳥が池の伝説で、三話あるうちのそ

むかしこの地に千鳥という名の美しい女房がいたが、夫が外から帰宅する時には必ず唄はらうという約束であつた。ある時、夫は約束を破り、黙ったまま戸の隙間から中をのぞくと、千鳥がカマドの前で飯炊をつけていたが、突然カマドから水が湧き出して一面の池となり、千鳥はその池の中に沈んでしまった（飯炊）。

という話である。別話に「夫が戸の隙間からのぞくと千鳥が大蛇の姿になつて髪をなでつけていたが、夫に見られたことを知ると屋根を突き破つて近くの池に沈んだ」というのがあるので、昔話の型でいえば「蛇女房型」に属する伝説といえる。注目されるのは「カマドの前で飯炊をつけていたところが、カマドから水が湧き出して身を吞まれた」という点で、おそらくは飯炊をつけるたびに唾を吐いたことが、カマド神の怒りに触れたことを意味しているよう。カマドから水が湧き出たという点にもまた注意を払っておきたい伝説である。

呪いもまた、その神のもつ験力を物語るものといえる。カマドに關係のある呪いで最も顯著に見られるのが、カマドの煤、またはナベ墨を身体につけて災難除けにするということである。朝倉郡宝珠山村からの報告に「初旅の時、カマドの煤を履物に塗つて出かけた」というのがあるが、以前は奥内の炭坑で、坑内労働者が入坑の際にカマドの煤を顔につけて行く風習も見られた。産育に関する儀礼のうち、生後三日目の祝いと宮詣りの時に男の子の顔に鍋墨を付けるというのも同様の呪法である。先に取り上げたススミテ（荒神様の煤受け）を一年間荒神様の上に掛けたままにしておくというの、煤の呪力によって家に災いの入るのを防ぐという意味合いから

のものであろう。

荒神は激しい性格を持つ神で、験力が強いかわりに祟りやすい神でもあるという感覚は、こうしたカマド神に対する民俗信仰を業地としたものに違いないが、それに「荒神」という名号を与え、一層荒々しい神に仕立てたのは、ほかならぬ、激しい性格をもつ神の慰撫鎮魂を目的に、甕鼓え¹荒神歌いを唱導してまわった一群の宗教家たちであった。それがこの地方では荒神盲僧や修験道山伏である。したがって、筑前地方における荒神の信仰の本質を確かめようとする場合にも、それらの関与を度外視するわけにはゆかない。以下、そうした宗教家たちの廻壇法要の実態に触れてみることにしたい。

註

(一) 三寸巾程の板を、板巾だけの間隔をあけて打ち付け、内側と同じような間隔を設けた引戸を入れて開閉する意。キツネマドとも呼ぶ。

(二) 民間で正月に行なう火焚き行事。正月七日にするものと、小正月の前日の十四日にするものがあるが、筑前では七日のものをホンゲンギョウ・ホッケンギョウなども呼ぶ。法華行の転か。

荒神盲僧の廻壇と荒神まつり

前記「緊急民俗文化財分布調査」の報告書の中で、頻繁に見られたのが、

- ・ 荒神様のまつりには座頭さんが来て琵琶を弾きながら荒神様を唱えた。
- ・ 地鎮祭の時に座頭さんをお供いしてもらった。

・ 家移りには座頭さんが来て家払い祈禱をしてくれた。

・ 水神祭りには座頭さんからお供いを受けた。

・ お日侍ちの時、座頭さんをお供いを願ってもらった。

等々、故老たちの記憶の中かなり鮮明に残っている。座頭さん²の印象であった。県下の各地域に檀家を擁し、定期的な廻壇(檀家廻り)のほか、類まれれば地鎮祭・家敷い・水神祭の等に赴き、琵琶の演奏によって荒神経・地神経を誦誦し、法要のあとに余興として、くずれ³と称する琵琶による語り物を披露していたこれら一群の宗教家こそ、まさしく、現在福岡市高宮の成就院配下に所属している天台宗玄清法流の荒神盲僧たちであった。これら玄清法流荒神盲僧の所伝、および荒神琵琶から筑前琵琶への芸能史的展開については、すでに平井武夫氏の「荒神琵琶と筑前琵琶」、井上精三氏の「筑前盲僧と筑前琵琶」等に精緻な論考があり、玄清法流の最近までの動向については、福岡県教育委員会がこのほどまとめた昭和五十八年度地域文化伝承活動報告書「筑前の荒神琵琶」があるので、詳細はそれに譲り、ここでは廻壇と荒神まつりについての事例を取り上げることとしたい。

荒神と座頭さん

荒神盲僧の廻壇法要の実状を知るために、まずは各地の廻壇を受けていた側からの報告事例を列挙してみよう。

- ・ 年二回土用の日に天台宗の僧侶が来て荒神様をする。供物は御洗米・神酒・四季の野菜。かつては座頭さんが来ていた(粕屋町宇美町)。

- ・正月に天台宗の座頭さんが来て荒神様の前に御幣を立て、餅を供えて琵琶を弾く(同須恵町・春日市・大野城市)。
- ・三月中旬、天台宗の僧が来て琵琶を奏し荒神様をまつる。ワラビに御幣を立て、榎のワラは田植えの時ナエを結びの用いる(柏屋郡篠栗町)。
- ・むかしは十二月に座頭さんが来て荒神様にワラ束を置き御幣を立て、供え物をして琵琶を弾き荒神様を唱えた。今は春に行なわれる(同古賀町下米多比)。
- ・毎月二十八日に座頭さんが来て荒神様をした(同上米多比・鞍手郡宮田町)。
- ・九月二十八日に座頭さんが来て琵琶を弾く。米三升三合をあげる(同新宮町上府)。
- ・土間のエビス柱に荒神様を祀り、主人のエトに荒神まつりを行なう。米餅・野菜を供え、座頭さんが来て琵琶を弾く(同原上)。
- ・秋の土用に座頭さんが来て荒神様をする(筑紫郡那珂川町)。
- ・戦前までは年四回座頭さんが来て荒神様をあげた(大宰府市北谷)。
- ・麦の穫れたあと、七月上旬に荒神座頭さんが来て琵琶を弾き、荒神様・地神様をあげる(筑紫野市大丘)。
- ・年一回座頭さんが来て荒神様の前で琵琶供養をする。八寸に米三〜五升と、ロースク・水・酒・塩などを供える(筑紫野市原・甘木市長田)。
- ・土用まつりといって春秋の土用、および正月に座頭さんが来て無文を唱え荒神様をする(甘木市黒川)。
- ・十月に荒神様のまつりを行ない、逐回して来る座頭さんに荒神琵琶で折吻をもらった(朝倉郡夜須町)。
- ・春秋の土用に嘉穂郡桂川町から座頭さんが来て琵琶を弾き荒神様をした(同小石原村・朝倉町)。

・十二月ごろ座頭さんが来て庭にござを敷き琵琶を弾いて荒神様をあげる(嘉穂郡稲葉町)。

・寧ろ郷町鳥見では春・夏・秋の三回、庄内町前野では年一回

・正・五・九・十二月の年四回、筑紫野市平塚から座頭さんが来て琵琶を弾き荒神様をあげる(同桂川町内山田・宗像郡玄海町神津)。

・正・五・九月に座頭さんを呼んで荒神様をする。言傳は戸畑から来て村に泊り、機日かけて各家を廻った。ワラで僅一尺五寸位の輪を作り、御幣を切って神棚を飾った。また、その家の主人の歳の数だけ小餅を供えさせた(遠賀郡芦屋町)。

・座頭さんが年二回やって来てまつりをするが、荒神様の日には實に樹をのせ、四角の切餅を入れ、その上に丸餅を飾る(宗像郡玄海町地ノ島)。

さて、このように事例を列挙してみると、荒神宮僧の定期的な廻禮の様相が、かなり具体的な姿で浮かびあがってくる。報告書では月の表示に陰曆と陽曆とが若干入り混じっているが、これを陰曆に統一して整理してみると、廻禮は原則的には四季の土用を中心とし、それに、祭り月、といわれる正・五・九月を組み合わせるといふ形をとっていたことがわかる。四季の土用は、それぞれに季節の変わり目の、前十八日間をさしている、それにおおよその月別を施してみると、春が三月中旬・下旬、夏が六月中旬・下旬、秋が九月中旬・下旬、冬が十二月中旬・下旬ということになる。それに正月と五月が加わったことになるが、法要の内容は、四季の土用が荒神載(靈載え)、正月が新しい三宅荒神の御札を配布してまわる正月廻り、五月が麦の収穫後に疫病退散のため大般若経を読

講してまわる夏廻りになっていた。これだけ廻れば年六回の廻權ということになるが、實際は各地からの報告事例に見られるように、年四回は多い方で、春秋土用と正月または五月の三回、あるいは年二回、一回だけというところもある。結局は檀家の保有数によって、年六回は廻りおおせないということ、戦後の急速な荒神盲僧の減少がそれに拍車をかけている。ちなみに、福岡県が消滅に瀕している荒神琵琶を文化財保護の対象として取り上げた際の調査（昭和三十六年）では、成就院配下で玄清法流の僧籍を持つ僧侶が、福岡県内に六十九人を数えていたのが、昭和五十七年九月の「僧籍名簿」では三十三人（内盲目三人）と、半数以下に激減している。このうち、該経に琵琶を演奏し得るのが、筑紫野市二日市の小川行舞、粕屋郡篠栗町の城戸亮賢、甘木市十文字の森田勝浄、福岡市東区茶多の上野順晃の四氏だけで、しかも、實際に廻權で琵琶誦經を行なっているのは小川・城戸両氏のみである。森田氏は、県内で、くずれ、を語り得る唯一の伝承者であるが、昭和四十年を最後に廻權をやめている。

ここで断わっておかねばならないのは、荒神盲僧、という呼称である。さきの玄清法流の「僧籍名簿」に付記したように、現在ではそのほとんどが暗眼の僧侶で、盲僧、ということば自体があてはまらないことになるが、長い歴史を通じて琵琶誦經を行なってきたのは主として盲僧で、盲僧琵琶、荒神盲僧、が歴史的・學術的用語となっているところから、ここでもその呼称を用いることにした。

さて、筑前地方における荒神盲僧の廻權法要について、その具体的な内容にふれねばならないが、それに関する資料は極めて少ない。僅かに、平井武夫氏の「荒神琵琶と筑前琵琶」に載せられたおける祭壇の飾り付けと誦經される経典があげられているほかは、近畿民俗学会の喜多慶治氏が、昭和四十四年に粕屋郡篠栗町尾仲で本院院先代栗須清英氏の行なつた荒神祭りを調査した報告があるのみである。そこで、ここでは小川行舞氏の廻權法要の中心に、周辺との比較を試みながら荒神まつりの実態にふれてみたい。

荒神まつりの実態

小川行舞。大正四年生れ、筑紫野市二日市昭和町宝勝院住職、僧位は二等法印。檀家地域は、筑紫野市（永岡・針摺・立明寺・萩原・山口・山神・平等寺と二日市全域）、大宰府市（坂本・間屋・大佐野・向佐野など）、大野城市（牛頭など）、那珂川町（下梶原・上梶原・西隈・寺山田・松尾・別所・山田・井尻・南面里・不入道・埋金・成竹・市ノ瀬・五ヶ山など）にわたって二二〇軒。このうち荒神まつりを実際に行なっているのが、大野城市牛頭と那珂川町上梶原・下梶原を中心に約三四〇個所ぐらいという。

廻權は先にも述べたように、本来なら四季の土用における荒神歌いと、新しい御札を持ってまわる正月廻り、麦の収穫後に大般若経を誦經する夏廻りを勤めなければならないところであるが、檀家数の多いことと、加勢を頼む人のいなくなったので、現在では年一回が普通になっている。そのほかに臨時的なものとして、新築の際の地鎮祭と、家敷い（方除け）の依頼を受けることが多いという。

那珂川町を中心とする荒神まつりは、発願の座、中の座、結願の座と三座を動めるため、事前の準備を含めて一軒に四時間ほどを要する関係上、夜なべを入れてもせいぜい一日四軒のお勤めが限界という。したがって一地区に泊り込みで集中的に行なうことになるが、泊る家はむかしからきままっている。廻籠は、秋上り（イネの収穫後）から始めて、冬の土用の荒神祓いを兼ねて行なわれるが、全部を通り終えるのはどうしても春の土用までかかってしまうという。それも苗代作りの前までで、ナワシロをしたら荒神まつりはしない。ことになっている。後に述べる土公神との関係である。

小川氏の檀家で土間に荒神釜を残している家はすでに一軒もない。したがって、クドの上に祀ってある荒神様の方向に向けて祭壇を設ける。祭壇の奥にワラ束を覆せて御幣を立てる。御幣の台になるワラ束は、稲ワラのオモチとウラをウッチガイ（互い違い）に束ねて五カ所を縄で括る。両側に篠竹を立て紙で作った注連を張る。注連のシデには左から七、五、三に折り形をつける。注連の間に三本の御幣を立てるが、真中を、勸請幣、右を、威幣、左を、クジ幣、と呼ぶ（写真1）。クジ幣には紙を切ってテガの形に象つたものを取りつけ、中には種籾を入れる。御米を入れるところもある。種籾はまつりの終わったあとで、翌年苗代に蒔く種籾の中に移して混ぜこんでおく。穀霊つなぎを意味している。御飯米の場合はまつりのあとで御幣の台にしたワラ束に包み込んでおき、ナワシロの時の御飯に入れる。ワラ束は天井に吊しておき、翌年田植えの時のナエキビリ（苗括り）に用いる。

御幣の前には、中央に川砂を八分目ほど入れた枡を置き、その上にノウカブ（イネの切株）三株をのせて飾る（写真2）。その左側には盆を置いて小餅十二重ねを供える。平年は六重ねを横二列に並べるが、ヨリツキ（閏年）にはもう一重ねを奥に置いて十三重ねとする。枡の左側には、同じく盆の上になやや大きめの餅を一重ね置き、まわりを小餅二十八個で取りまく。二十八宿を意味するという。両者を合わせて、月の餅、星の餅、と呼ぶ。そのほかにお初穂のウチマキ（玄米を御米とする）三升三合をユリに入れて供え、まつりのあとで法印さんにさし上げる。現在では礼金になっているところが多い。

祭壇の準備が整うと動行に入る。動行は三座を動めるが、それぞれ一時間近くを要し、間の休息を挟んで三時間以上に及ぶ。座は次の順序で進行する。

○発願の座

- 1、発願文（それぞれの家の荒神をまつる趣意について述べる）
- 2、濯水（とぎす） 護身法印
- 3、五方の敬（齋経しながら東西南北と中央を敬う。錫杖を用い、終わって契印）
- 4、九條錫杖經誦経（終わって九字を切る）
- 5、佛説不動經誦経（聖不動經—不動三十六童子・不動秘密陀羅尼） 奉約四十分
- 6、折願文

○中の座

7、金光明最勝王經聖牟地神品第十八願經

8、佛說地神陀羅尼經（地神經）を琵琶の彈奏によって誦經

9、祈願文

○結願の座

10、法華經誦經（方便品・壽量品・普門品）——大樂妙典

11、佛說大梵神地與福徳圓滿陀羅尼經（荒神經）を琵琶の彈奏に
よって誦經

12、般若心經誦經

13、圓頓章（摩伽止觀のうち）

14、結願文

15、護身法印

以上述べて来たところが、那珂川町で小川氏の行なつて来た荒神まつりの行法の概要であるが、最近では廻壇軒数の都合で誦經も短かく、二座に分けて一時間半程度のものになっている。また、祭壇の飾りも、御幣を立てるワラ束を省略（一升餅に玄米を入れて篠竹を挿す）して居るところが多く、餅の御供えも殆ど見られなくなつたという。しかし、御幣の前のノウカブ三株とユリに入れた三升三合の御饗米はどの家でも固く守られており、荒神まつりが収穫祭の意味を兼ねていることを如実に物語っている。

小川氏の場合、荒神まつりをしない檀家に対しては、四季土用のうちの一つを選んで廻壇をするが、その時には荒神敷い（重敷い）と家敷いが中心で、琵琶の彈奏により荒神經と般若心経だけを誦經する。荒神經のかわりに地神經を誦經することもあるという。ま

た、正月廻りには三宝荒神の御札（寫真）を持ってまわり、荒神經と般若心経を誦經するが、五方の敵と九枚編杖様だけは必ず唱えることになっている。

結局のところ、筑前地方における荒神信仰の廻壇のうち、冬の土用に行なわれる荒神敷いは、収穫祭を兼ねて特に、荒神まつり、と呼ばれ、秋上がり（収穫後）の旧曆十一月ごろから始まり、お札配りの正月廻りを中心に挟んで、次の年の「ナワシロづくり」の前、つまり春の土用まで継続的行なわれていたことになる。このかたは甘木市の森田氏、篠栗町の栗須氏（先代）、城戸氏の場合もほぼ同様で、喜多慶治氏の報告は、前述のように篠栗町尾仲で行なわれた旧十一月初丑の日の、荒神まつり、について記されている。明らかに筑前地方における作神様の、丑まつり、との習合である。筆者が以前に城戸氏とめぐり合ったのも、昭和五十一年三月、福岡市博多区那珂町における春の、丑まつり、を採録に行った時のことで、同所では、荒神まつり、の名さえ聞かれなかった。しかし、喜多氏の探訪録からすれば、栗須氏の行なっていた、荒神まつり、と全く同型のもので、たまたま城戸氏の行なっていたものが春の、丑まつり、にかかっていたということになる。

いま、それぞれの廻壇区域から、小川氏を旧筑紫郡、森田氏を甘木・朝倉地方（一部に旧嘉麻郡の秋月藩領を含む）、栗須・城戸両氏を旧粕屋・那珂郡と一応区分してみると、三者の間で、御幣の立て方や行法の一部にそれぞれ若干の違いが見受けられる。御幣は小川氏のものが、右から般若・動請幣・クジ幣（種籾を入れる）の順



写真11. 兜神まつり



写真12. ノウカブと御旗米



写真13. 琵琶読経

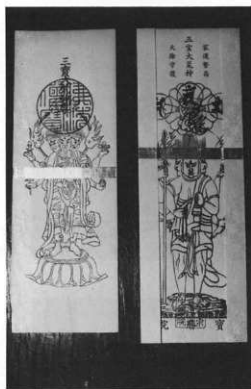


写真14. 三宝梵神の御札



写真15. 琵琶



写真16. 梵神百僧の法具

になっているのに対し、森田氏の場合は、タナ幣（種枳を入れる）を中央に置き、両側を勧請幣と呼び、そのうち右側のものを五大尊幣とも言っている。栗須・城戸氏の場合は御幣の台にするワラ束を三カ所で括り、その上に五本の御幣を立てる。中央が勧請幣、その両脇に二本づつの設幣を立てるが、勧請幣の右にあるのをクジ幣（種枳を入れる）、左脇のを五大尊幣と呼ぶ。僅か違ひであるがそれぞれの流儀のあったことがわかる。行法は簡陋する經典の順序や供養作法に若干の相異がみられるだけで、荒神経・地神経を中核にしたもので、本質的に異なるところがない。電撃え・家載いのやり方もほぼ似通っている。

註

- (1) 『福岡縣郷土雜考 音響の巻』 昭10 福岡縣教育委員会
- (2) 『福岡地方史談話会「会報」第九号所収』
- (3) 民俗研究としては、藤原さんが一般的であるが、小川氏に直接意見をうかがったところ、荒神信仰が最も抵抗なく受けとれることであった。
- (4) 『近畿民俗』第五一号所収、「脱ぎ捨てた足半草履―荒神経巻周辺の素描」 昭45
- (5) 前掲(1)の平井氏の報告に「電祓の供物」および「荒神経巻彈奏」の口絵写真があり、昭和初期の型がうかがわれる。
- (6) 旧夜須郡(櫛木・三箇山・勝山・曾根田・三牟田・玉虫・三並・当所・森山・栗田・秋月)、旧上座郡(藤野・比良松・久重・古毛・宮野・大庭)、旧下座郡(中島田・平塚・上座)、旧嘉麻郡(千手・東畑

・内野・瀬畑) などで約千戸。

筑前地方における荒神の性格

カマド神と荒神

筑前地方の荒神は、最初に指摘したようにそのすべてが火の神・カマドの神として内荒神である。

ところが、それに対する祈願の内容から見ると、単なる火の守り神というだけでなく、イエの守護神・農耕守護神という側面をかなり濃厚に持っていることがうかがわれた。火の神・カマドの神と、イエの神・農耕の神とは、信仰感覚という点では一応別個のもののように受け取れる。

しかし、カマドには単に火を用いてものを煮炊きする場所というだけでなく、それが日常生活を支える食生活のかなめをなすということから、イエをあらわすシンボルとしての意識が古くから存在していた。近世の地方文書などでは、一般にイエを数えるのに「電數何戸」と記されており、相續慣行のうえでも、分家を意味して、カマドを分ける。と言ったりしている。また、カマドだけでなく、カマドから立ち昇る炊煙がそのイエの生活を推し測る目安となっていたことは、例の『日本書紀』に記された仁徳天皇の故事などからもうかがわれ、古代の文書に家数を「戸何畑」と記したのも見られる。家々から立ち昇る炊煙はまさしくそこで生活の営まれていることの証しであり、その意味からすれば、さきにあげた『倭名類聚抄』の記載で、「電里實」とその後方に穿った「窠久良」とが区別さ

れ、しかも、その煙出しの窓_ノクドの傍がカマド神を祀る場所になつていたという伝承のあることも、充分納得できることである。カマドの神をイエの守護神として崇めるのも、そうした古くからの民俗感覚が根底にあつてのことと思われる。イエの守護神ということになれば、それはまた、当然イエの生計を維持する生業の守り神とも繋り、農家ではそれが農耕守護、商家では商売繁昌と結びつく。

農家でサナブリに苗三把、秋上がり（収穫後）にノウカブ三株を供えるのも、商家で荒神釜の上に併を供えるのも、あるいは荒神が付着する以前からの古いカマド神に対する信仰感覚を残したものであるのかもしれない。イエの守護神という感覚は、また、その家屋を支えている大地_ニ屋敷の守護神とも結びつき、屋敷神_ニ地主神の信仰にも習合されやすい。カマド神に農耕的な性格が色濃く現われているのには、一面ではそうしたジガミ（地神）とのかわりも考えられる。

一般に、荒神が地神と習合し、火の神・カマドの神とともに、イエの守護神・農耕守護神としての意識が生じたのは、荒神百借や修験者たちの関与によるもので、その教義の根本をなすのが、「金光明最勝王經」の「堅牢地神品」や、「佛説地神陀羅尼經」（地神經）および「佛説大荒神施與福徳國滿陀羅尼經」（荒神經）であるとされているが、それ以前に、前述のような民間信仰があつたということ、あながち否定できない面を持っている。

しかし、實際には、火の神・カマドの神・イエの守護神に、荒神というおどろおどろしい名の神を当てはめ、四季の土用ごとに行な

われる荒神祓い・家敷いをそのまつりの中心に据えたのは、土公神・荒神の信仰を保持していた密教徒の関与以外の何ものでもない。

土公神は、陰陽道で土をつかさどる神とされ、春は靈、夏は門、秋は井戸、冬は庭に移動する遊行神で、その所在する期間にあたる四季の土用に土を祀せば祟りがあると説かれている。また、「古事類苑」の「居處部」には、「蓋し土公とは地神にして道家の祭る所の神なり」と見えるが、わが国で、陰陽道や道教の教えるところを撰取して、それを巧みに教義の中に織り込んだのは、周知のとおり天台・真言の密教僧や修験者たちである。また、一方の荒神は、「三寶荒神」の略称で如来荒神・鹿（祖）_ノ荒神・忿怒荒神の三身である。「无障礙經」に説かれているというが、この経自体が偽経で本来の仏教とは無縁のものである。さきの地神經・荒神經が、謠外の修験聖典に収められていることからすれば、これもまた修験道あたりからの意味づけと思われる。いずれにせよ、陰陽道がもたらした、土公神に、慈悲と荒々しさを兼ね備えた験力の強い、荒神を習合させ、新しい季節の始まる直前の土用にそれをまつり、屋敷内の邪気を払う行事に仕立てたというのは、いかにも修験者あたりが行ないような、極めて巧妙な布教の手段であつたというべきであろう。荒神に、カマド神としての内荒神だけでなく、屋敷荒神、井戸荒神などの外荒神があるというのも、四季の土用ごとにその居処を交えるという土公神の遊行性を示すものであろう。福岡県ないしは筑前地方で、荒神を祀る場所が特に土公神の眷の居処である、_ニに固定されているのは、この地方で荒神の信仰を唱導して廻つた

布教者の側の選択にもとづくものといえようが、一面では、前述のようなカマド神に対する民俗信仰が、最も荒神を習合させやすい要素を持っていたことであろう。その結果が、この地方に、カマド自体を荒神様の崇拝対象として形象化した、「荒神釜」という見事な造型を生み出すことに繋がったとも思われる。

荒神釜の形象

筑前地方の古い民家では、殆どといいいいほど、日常の煮炊きをするクド（カマド）とは別に、土間の壁際に大型のハガマを据えた、「荒神釜」を備え付けていた。最近では、住宅の改造が進む中で、炊事場の土間がなくなり、クド自体もガス器具にその用途を奪われて姿を消しつつあるが、荒神釜に至っては、すでにその姿を見かけることさえも極めて稀になったといつてよい。そうした中で、さきに紹介した農家と商家の荒神釜はまことに貴重な残存といえるが、いずれも重量感にあふれ、荒神様の御神体にあざわしい荘重な趣きを湛わせている。

そこで、この荒神釜の形様はいったい何を意味しているのだろうか。

その中心に位置しているのは、いうまでもなく大型のハガマである。このハガマから直ちに連想されるのが神楽などに見られる「湯立て神事」で、湯立てによる湯気の中で人が神憑りになり、神の託宣がなされていた古態が思い浮かぶ。ハガマ自体が湯沸かしのためのものである以上、荒神様の御神体としての荒神釜にも当然水とのかかわりが予測される。平素は水が入れられていない荒神釜ではあ

るが、その中味は水（湯）であるという潜在的な感覚が潜んでいるのではないかとすることである。さきに紹介した「千鳥ガ池」の伝説で、突然カマドの中から水が湧き出たということにも、それが暗示されているように思われる。

そこで、荒神釜を現在残されているような形状に仕立てたのが密教徒であるならば、どこかでその意味付けがされていなければならない筈である。その目安となるものの一つに、『彦山修験最勝印信口決集』に収められている修験道切紙の「竈宅秘傳并竈入竈前観心」がある。修験道山伏が入扉入りの前に竈神を祀る作法を記したものであるが、これには、三空大荒神を勧請して、護身法印を結び、錫杖經一巻、自我佛一巻を誦誦のあと、大日真言・光明真言・荒神真言を各二十一反唱えるという修法を示し、その意味付け（観心）を付している。注目されるのは観心の最初の部分で、そこには「夫竈神者、具木火土金水、故五大本具、大日如来也。」とある。

木火土金水はいうまでもなく陰陽道における五行である。ここではそれを密教の宇宙観である五大（五輪）、すなわち地水火風空に結びつけて、竈神はすなわち密教の根本仏である大日如来であると説いている。そこで、ひるがえって荒神釜の形状に目を注ぐとき、釜の中味を水とすればそれを構成している要素はまさしく木火土金水の五元素である。しかもそれを五大 \parallel 五輪と鑑すれば、カマドが地輪、釜が水輪、蓋が火輪で左右に開いた形をした蓋の上部が風輪（写真5）、依代の花立てが空輪と、大日如来の三昧形である五輪塔に類する形象がその中に意図されているのを見ることが出来る。

『彦山修験最秘印信口決集』は、その名が示すとおり彦山修験道の教理を示すものである。しかし、それは修験道全般に通じるものであり、密教教理の基本的な要素がその中に含まれている。したがって、それを荒神釜を形象化している宗教的メカニズムに当てはめることも、あながち的外れではあるまいと思われる。まして、三宝荒神を感得したのは修験道の開祖役行者であると伝えられていることからは、その形象化を修験者の所為とすることのほうが、その可能性が大きいといわねばなるまい。ただし、このような見事に形象化された荒神釜が、県内で筑前地方だけに集中して見られるという点に問題が残る。しかも、これまで取り上げて来たように、民間伝承のうえで、圧倒的優位に立って荒神載い・家載い・荒神まつり等の廻禮法要を営んで来たのは、玄清法流の荒神盲僧である。それら玄清法流の荒神盲僧と修験道山伏がどのあたりでかわつていったのかについては、いまのところそれを的確に示す資料を欠いている⁽¹⁾。中山太郎氏の『日本盲人史』所収の「盲僧由来」や、福岡市鳥飼傳正院住職中村徳玄師の著作になる『成就院玄清法印芳歴記』等では、すべて、玄清法流盲僧琵琶の発祥に伝教大師最澄とのかかわりを強調し、天台帰入の由緒を述べている。一方、北部九州の修験道も彦山を拠点として古処山・宝満山・背振山と一連の繋がりが見られる中で、そのすべてが天台系である。その点では、筑前盲僧の先達とされている玄清法印が、宝満山にほど近い四王寺が峰で琵琶を弾じ地神陀羅尼經を説誦している時に四天王の靈託を受けて教山に赴いた⁽²⁾（芳歴記）という伝承も、一応は天台修験と玄清法流と

のかかわりを暗示するものといえようが、あくまでも伝承の域を脱していない。そのあたりについては、むしろ荒神盲僧の琵琶法要と、天台修験の荒神供養の比較といったような、宗教儀礼の面からの検討が必要と思われるが、後日の課題として、ここでは荒神釜の形象と修験道教理とのかわりを指摘するにとどめ、一先ず稿を閉じることとした。

註

(1) たとえば『聖安遺文』に所収の天平三年(七三二)「住吉大社司解」に、「戸三烟」という記載がある。

(2) 桜井徳太郎編『民間信仰神典』東京堂 昭57。そのほか、三宝荒神は仏・法・僧の三宝をあらわすとか、火精神(ほむすびのかさ)を中心に奥津比古・奥津比賣神を合わせて三宝荒神とすとか講説さまざまである。

(3) 『日本大藏經』(講談社刊)「修験道章疏」所収

(4) 『真俗佛事編』 子登編 享保13。

(5) 修験道山伏の廻禮でも家載い・靈法いが行なわれており荒神盲僧の活動と重なり合う面が多かったが、確たる理由づけに乏しい。

(付記)

本稿は、昭和58年度地域文化伝承活動報告書「筑前の荒神琵琶」(前掲)に報告した「筑前における玄清法流の廻禮法要」に補充調査を加えて全面的に改稿、若干の考察を試みたものである。

近世の志賀島—金印問題を中心にして—

高 田 茂 広

はじめに

昨春秋の「漢委奴国王」金印展の図録に、金印発見当時の志賀島に焦点をあてた「志賀島」という小文を載せたが、枚数の制限もあって書き足りなかったところもあり、また、その後知り得たこと等もあり、あらためて近世の志賀島について、再び金印に焦点を当てての考察を述べてみたいと思う。

近世の志賀島

志賀島は、博多湾頭に浮かぶ楕円形の小さな島である。南北約三・五km、東西約二km、面積五・八km²、周囲約八km、標高一六八mのこの島は、古代の日本を考える上で非常に重要な所でもある。万葉

集・志賀海神社・海人・元寇・金印と、この島の史実は多彩を極めるが、「万葉集」に載せられた歌のかずくは、古代における島の実態を物語るしてくれる。

ちはやぶる 鐵の脚を過ぎぬとも

われは忘れじ 志賀の鬼神（巻七・一二三〇）

荒雄らが行きにし日より志賀の海人の大浦田沼はさぶしくもある
か（巻一六・三八六三）

志賀の海人は藻刈り塩焼きいとまなみ髪梳ウツリの小櫛取りも見なくに
（巻三・二七八）

これらの歌に示された志賀海神社への信仰、玄界灘を乗り切るほどの航海術、さらに漁業や製塩等、古代において行なわれたであろう職業や習慣が、今もなお色濃く残されている島でもある。そうい

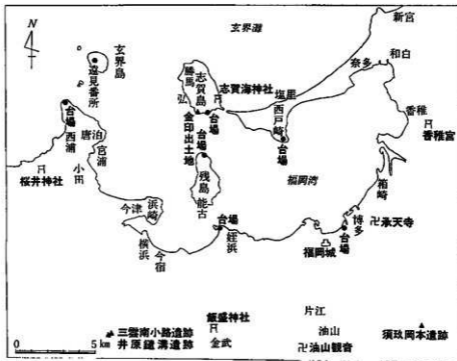


図1 志賀島位置図

うなかで最もロマンに満ち、現代人の心を掻きぶるのが金印発見である。

志賀島は、中世以前においては粕屋郡、近世では那珂郡、近代は粕屋郡、そして昭和四十七年（一九七二）に福岡市に合併された、というのが一般的に言われてきた図式であるが、必ずしもそうであるとは言い切れない。近世における志賀島は、海の中道の西戸崎・大岳を含む志賀島村、島の北部の勝馬村、それに志賀島浦と弘浦という四つの村と浦からなっていた。それぞれの村には村庄屋、浦には浦庄屋がいて、村庄屋は主として地上と農民を、浦庄屋は海と漁民を支配する。このうち、志賀島村と勝馬村は那珂郡の大庄屋の支配に属するが、志賀島浦と弘浦は浦大庄屋に属する。この浦大庄屋は福岡藩では二名から五名であるが、平均的には三名であり、志賀島・弘両浦は中浦と呼ばれた箱崎・奈多・新宮・相島・福岡・津屋崎・大島・勝浦・神湊・鎌崎・地島等と同じグループに属した時代が多い。しかし、「萬曆家内年鑑」によれば、

寛政三年 八月廿二日ヨリ下浦中漁祭当浦当番折藤文司社人務記録とあり、志賀島・弘両浦が、宮浦や残島の属する下浦に籍を置いたのではないかと思わせる記事もある。また、安政五年に能州羽喰郡宮木両家町の塩屋次平船が、勝馬で遭難した記録の奥書も、

筑前国浦大庄屋代 唐泊庄屋

作右衛門

であり、両浦が下浦に属した可能性を示す。このように、近世の志賀島はただ単に那珂郡に属していたというのではなく、複雑な支配

体系のなかにあったということを知っておかなければならない。ここで全く特微的なことは、浦と呼ばれた所が地上権を持たなかったことであり、弘浦の場合など、行政的には全く存在しない地域である状態が現在まで続いている。

金印発見者について

金印を発見した者は、「黒田家譜」や「福岡県地理全誌」によれば、「那珂郡志賀島村百姓甚兵衛申上ル口上之覚」を郡奉行津田源次郎に提出した百姓甚兵衛である。ところが、志賀海神社の宮司である阿曇家に所蔵されていた「萬曆家内年鑑」には、「天明四年二月二十三日 志賀島小路町秀次 田を墾し大石の下ヨリ金印を掘出」とあり、勝馬の鍋島喜代次氏所蔵の仙厓和尚の小幅には、「志賀島農民秀治・喜平、自叶崎掘出」とある。発見者なる人物が三名存在するということになるのだが、これをどのように説明すればよいのだろうか。

「百姓甚兵衛は、その「口上書」にもあるように志賀島村の人である。したがって、その住居は、かつて志賀島村と呼ばれた所のうち西戸崎等を除いた本村から、さらに浜方（浦）を除いた馬場町・小路町・且通町のいずれかということになる。また「粕屋郡志」（粕屋郡役所編一九二三年刊）には、「村の農坂本甚兵衛」と記されている。ところが、その檀那寺である密の吉祥寺の過去帳には甚兵衛の名は無いのだそうである。後で述べる甚兵衛火事が、過去帳からその名を消した原因であろうと思うが、今ひとつ、甚兵衛はいわゆる百姓

ではなかったのではないかと考える。

「筑前国統風土記」によれば、志賀島は、「民家三百十一戸、農商人相まじわれり」の所であり、元禄八年の、「筑前国分間一郡切之絵図」によれば、「此灘二町遠浅西北風吉其外懸シ、大船五六拾艘カゝル」所でもある。現在でも小船で博多湾を出られた方は理解されると思うが、少々の風でも志賀島までは平気である。ところが志賀島を出て、問題のカナノ崎を過ぎたあたりから急に波が荒くなる。そこでまた、糸島半島の唐泊か今津、或いは能古島へという航路が近世までは一般的であった。博多湾最大の風待ちの港であったといっても過言ではない。さらに、博多湾を中心とした玄界灘の漁民たちの信仰の中心であった志賀海神社がある。「板子一枚下は地獄」の生活をしている漁民にとって、神がその最大の拠所であることは今日でも変りがない。志賀島はそういった漁民が、年に何度か参詣する神社の門前町であった。また、弘浦は鐘崎と共に筑前最大の俵物の産地でもあった。鮑を採集するために、弘の男たちは遠く五島あたりまで出かけて行った。志賀島はそういった海産物の集散地でもあったであろう。筑前の古い言葉で、魚の振れ売りのことを「しか商い」「おしかさん」等と呼ぶ。

このように考えてくると、志賀島には相当数の商人がいなければならなくなる。甚兵衛の兄喜兵衛は福岡の商人米屋才蔵に奉公にいらっているが、宮浦や能古の商人や廻船問屋の子弟が、大阪の筑前屋で商賈の道を覚えたのと同じことが喜兵衛の場合もいえないだろう。浦や村の商人たちの身分は、その多くが「百姓」であったのだ

から。秀治が小路町の人であることは、文書のうえで明らかな。この小路町というのは、今日では「小路方」と呼ばれ、志賀海神社の参道に並行した西側の通りである。昭和十年（一九三五）に発行された『志賀島の研究』（福岡県郷土教育研究会）によれば、農家の多いところである。また、喜平は純農村である勝馬村の人であり、仙匠の小幡の所有者である鍋島喜代次氏の御先祖でもある。この三人のうち、だれが真の発見者であるかということになると、その真相はわからないが、土地持ちの商人であった甚兵衛に雇われた秀治、喜平の二人が金印を発見し、甚兵衛が藩に届けたというのが実情ではないかと思えてならない。

甚兵衛火事

志賀島では過去に何回かの大火があった。浦の特徴として民家が密集しているから、一度火事になると大火になるのである。志賀島の火事は、『志賀島の研究』によれば次の通りである。

① 鍛冶屋火事二百餘年前、上方と小路方との中間より発火し、損害甚大なりども詳細不明

② 文化六年浜分九十三戸焼失

③ 甚兵衛火事文化八年、復興の間なく下方より発火し、全部焼殆んど焼失し、最も大切な道具も殆んど失ひ、藩主より米五百俵を借受け、漸く一時を凌いだといふ悲慘である。有名な油屋もこの時を全盛の頂点として没落したものである。（明治以降時、原文のまま）
ところが、『黒田家譜』によれば次の通りとなる。

① 安永六年六月十二日同日志賀島に火災有て、家數三百十六軒、蔵四焼失し、女人焚死す。此能卷中に附給ふ。
② 文化六年三月八日那珂郡志賀島火火し、百十戸延焼しければ、老中に告

給ふ。

この二つの記録を比べて、どちらが信用できるかといえば、やはり後者である。福岡県の火災の記録としては最も詳しい『福岡県災異誌』（福岡県所編昭和十一年刊）とも合致するからである。では、甚兵衛火事はどうなったのかということになるが、『萬曆家内年鑑』に、「文化六年 浜分九十三軒焼失三月八日夕」とあることから、このときの火事と考えるのが最も妥当のようである。浜分だけが焼けたのではないかという意見もあるが、これが最初に述べたように、村と浦に分かれていたという事実を知っておかなければ理解できないということであって、このときの火災の支数は福岡藩が幕府に報告した百十戸であり、そのうちの九十三戸が浦分に属し、他の十七戸は村の焼失分であったということになる。志賀島の対岸の唐泊も文政六年（一八二三）に一六戸焼けているが、このときの火元の場所は今日でも空地であるという。火事を起した者は、五人組をはじめ近隣の人々にかけて迷惑の償いがなく、土地を離れなければならなかったのが実態のようである。甚兵衛火事といわれるものが、甚兵衛の失火によるものであったとすれば、その兄喜兵衛らと共に志賀島を離れたと考えるべきであろう。

なお、鍛冶屋火事と安永六年の火事が同じものであったということ、浦と村の記録が別々になされていたこと、火事あとの始末がどのようになされたかの証明として、次の記録を載せる。資料としては長文でありすぎるが、当時の浦の実体を知るうえで重要であると考えからである。

安永六年酉六月 志賀嶋火災一件 (浦方の記録)

一 当嶋火災 今朝五時 岡分敷次郎と申者納屋と出火仕 浦分百姓居家百八拾軒 外ニ納屋藏共焼失仕 漸百姓居家式軒藏三軒残り申外 右居家式軒ハ文次郎・久平と申者ニ御座外 久平家は軒口ニ火付 桁ニもへ付申外を漸次消申外 近浦勝馬村と追々人夫大勢參 相働得共 風強 四方火散焼出外故 何分手ニ及不申 大火ニ相成申外

一 御制札所札共ニ早速取調申外ニ付 何さへ御意無御座外

一 浦人老人も怪我不仕外

一 百姓家財器物衣類諸道具ニ過半焼失仕外者も御座外得共 今日何分敷數しらへ付不申上外間 追而委細書上可申外

一 岡分敷次郎納屋出火之儀 相しらへ外起 吉原蝦治弟子 博多北船町次八と申もの 当嶋江入細工參 惣次郎納屋借 細工仕居申外起 妻藏こすミニ飛火仕 焼出申外由ニ御座外 此段委敷儀は岡分より御註進可申上外 已上

西六月

同浦超頭

新平

利吉

志賀嶋浦庄屋

儀助

浦御役所

右外記殿江山崎權太夫入御寛御聞置相済外

六月十四日

志賀嶋浦文次郎申上口上之覚

一 此節当浦類焼百八拾軒余焼失仕外起 私居家は御影ヲ以相残 雖有仕合奉存外 併私納屋三軒焼失仕 居家も半火同前之仕合ニ御座外へ共 此節浦中幾個氣毒ニ奉存外 彼之米三俵寸志差出度奉存外間 難儀之面々江御配当被成可被下外 奉願上外 已上

西六月

志賀嶋浦

文次郎

浦御役所

志賀嶋浦市郎右衛門申上口上之覚

一 此節当浦類焼百八拾軒余焼失仕外起 私居家并佛居家納屋共ニ火元近ク早焼失仕 難儀之仕合奉存外 併御蔭ヲ以願卷軒残り申外 所中別而難儀仕外者も可有御座奉存外 誠以少斗之儀ニ御座外得共 米巻俵寸志差出度奉存外間 難儀之面々江御配当被成可被下外 此段奉願外 已上

西六月 志賀嶋浦 市郎右衛門 浦御役所 右而過之願 外記殿江山崎權太夫ノ人御寛 御聞置相済外

一 此節志賀嶋火災同浦我無敷數焼失外事故 格別之御詮儀ニ而竹木并銀被仰付外条 岡浦之分共ニ御郎夫ニ而船場迄持出 尤不獲復之儀は浦方ノ請持外様彼是之儀 御郎奉行申談取斗外様被仰付外事 右外記殿御口達ニ而被仰聞外事

奉願口上之覚

一 志賀嶋漁人中家 今度致焼失 漸居家式軒残居申外 右之内 漁道具不獲致焼失外者及御座外 当日ノ米米殊外世話仕外由申道外 右ニ付 先米五拾俵被せ遣外 兼体志賀嶋は漁事斗ニ而田島作り外漁人無御座外 漁道具致焼失外得は及飢外者茂可有御座奉存外 恐多御願ニ御座外得共 御米三百俵程御法之利米付ニ而 五ヶ年賦を以拜借被為仰付外ハ、志賀嶋江は十ヶ年賦上納致せ外間 浦船を以操合せ可仕外 此外漁道具仕立不

之分も可有御座外 且又浦船外ノ致遣外様可仕外 尤右申上外取米は一ヶ月程之積リニ御座外間 其外雜費亦買入之儀付外者 大庄屋江茂申付置外前条之分拜借被為仰付外ハ、其餘之分は難儀相圖させ 三四ヶ月も取続外様可仕外 其内過々漁事ニも仕付外様相成可申外 乍傳存寄御願申上外御詮儀被為仰付可被下外 已上

西六月

浦奉行

御付紙

閑居の願之應容易ニ御取上ケ難被成外得共 大浦之儀餘分致願焼外ニ付
 格別御教節を以 願之通米三百俵拜借申付外 来戊戌ノ五ヶ年威ニ御法
 之利足加江 上納可被申付外 尤右拜借米は御積り手当之内ニ付 右年
 限之内 自然は一同上納申付儀及可有之外象其心得罷有外様可有等判外
 六月

右外記殿ノ山崎權太夫江御度被成外事

浦奉行

志賀嶋火災村浦共 居家數多焼失 燒損相残 当時助合之便も無之ニ付
 此節別儀之建儀を以爲救木風損相残之付木 近郡ニ面拜領申付外 早々木
 屋掛被補浦村共ニ速ニ建修運付相様 而奉行可有等判外事
 但 此節大浦之儀付浦一同ニ焼失外ニ付 以別儀竹木拜領申付外 已後
 尋常之例ニ不相成外象 專其心得可有之外事

西六月

右御書付 外記殿御不快ニ付 内記殿ノ小川邊之助へ御度被成外事

那珂郡志賀嶋六月十二日晨五半時頃出火 八時頃迄ニ燒失仕外浦分家數
 惣物家財漁運具未差出外事

御制札所御札共ニ別象無御座外事
 此外式軒焼残り

一 居家數百八拾六軒
 此外三軒焼残り

一 農三軒
 此分不残焼失

一 網納風式拾四軒
 此外拾卷人ハ燒残家ニ居申分

一 人數六百六拾九人 無事ニ立退申分
 神社寺院燒失無御座外事

一 牛馬怪我無御座外事
 一 家財六分通焼失仕外事
 一 漁道具五分通焼失仕外事
 一 穀物少々貯居申分 不残焼失仕外事

浦奉行

安永六年西六月
 右書附 外記殿江山崎權太夫ノ差出外事

志賀嶋浦ノ生恐御願申上口上之覽

一 当浦火事逃百姓百八拾六軒之内 九拾式軒此節家任仕度存外得共 及
 自力ニ不申上外ニ付 別紙様面之通 御様子三拾九員五百四拾目拜借被爲
 仰付可被下外 尤上納之儀者五ヶ年威被仰付被急下外ハ、御法之通年々
 無滞御上納仕可申上外 相残九拾四軒之者急ニ家任仕度不申ニ付 追
 而拜借御願申上度相願申外 御慈悲之上直款被爲仰付可被下外 偏奉願上
 外 已上

志賀嶋浦庄屋 儀助

西八月 同 浦組頭 新平

同 利吉

浦御役所

(中略)

志賀嶋浦火事邊之者江浦村ノ爲分力 左之通差遣外事

一 米式俵ハ 新宮 浦中
 一 同三俵ハ 新宮浦大庄屋
 一 白米式斗ハ 新左衛門
 一 米式俵ハ 今津浦大庄屋
 一 味噌一桶ハ 宗藏

米三俵ハ 宮浦 貞右衛門
 同五俵ハ 唐泊 浦中
 同壹俵ハ 箱崎 浦中
 米貳俵ハ 相馬 浦中
 同三俵ハ 宮浦 浦中
 同貳俵ハ 弘 浦中
 同五俵ハ 經浜浦 利左衛門
 味噌一桶 味増一桶
 米貳俵ハ 奈多浦 宇兵衛
 米五俵ハ 經浜浦 權次
 同貳俵ハ 奈多 浦中
 毛舌六拾枚ハ 玄界 浦中
 松葉貳百拾枚ハ 向浜 平内
 味噌貳桶ハ 栗院村庄屋 赤右衛門
 三宅村庄屋 半助

右外記殿江山崎權大夫申上 御間通相済の事

〔補記録〕福岡県立図書館蔵より

天明六年

那奉行(村方の記録)

志賀嶋安永六年西六月火災之歟、類焼火事逢之者其之内、其節木屋掛ケニ
 而暫ク居合家作ハ退ク取立ハ棟被仰付、余分之竹木拝領仕、丈夫ニ木屋掛
 ケ仕圖取居住、其内大概ニ相尋ひ者三拾二軒ハ去ル亥年木家作相済、其節
 拝借銀辰年を限り上納相仕廻ひ、相残ル木屋掛之内二十六軒、昨今年ニ至
 虫付、朽損シホニ而、何分居住難相叶ハ聞、当奉行家作仕度、依之右之銀高
 拝借相願ハ段相伺也
 銀拾貳六百拾匁ハ

右外記閣届 願之通家作銀拝借申付外条 御法之通五ヶ年成ニ上納ハ様付

札を以奉行江及指図

〔郡町浦御用表〕福岡県立図書館蔵より

金印出土地

この問題の前提として、金印が発見された天明四年の福岡藩の状
 態について述べる。当時書かれた『年曆箋』によれば、

天明三癸卯

○春米直段三拾日余、是迄ニ無キ高直段也、夏米弥上リ三拾二匁ニ成、
 七日九日ハ雨、八月十二日迄降続ク。大風も吹、田島強み甚敷ク、五年打

綿天災、困窮

○閏月十三日ハ日和ニ成、九月十七日迄晴、
 ○秋作大に悪しく授免村々多し、日和秋中悪しく、種惜り麦段大指四、

天明四甲辰

○米直段弥上リ、糠米ニ而四拾六匁、享保十七年之凶年之比ハ高直也
 とある。おそらく志賀嶋も同じ状態であっただろう。一か月以上に

及ぶ長雨も島には相当の被害を与えたに違いない。『蕃兵衛口上書』

に、

田境之中溝水行總數御座候ニ付、先月廿三日右之薄形^シ仕直シ可申地、
 岸を切落シ居申候地

とあるのも、その被害の故であろうか。ここで重要なのは、発見の
 日が「二月二三日」であることである。天明四年は閏年で正月が二
 回ある。したがって、この日は太陽暦では四月十二日になる。農作
 業では麦や粟種の開花期から苗代の為の春田起しの季節である。苗
 代は農民の智慧として数か所に分散されるが、条件のよくないかな
 の備あたりには作ることはまずなからう。多くの文書は「田を鑿し」

とか「畑より掘出し」と述べているが、田において裏作が行なわれていたことを前提とすればあり得ないことである。田植を前にした水口修理と考えるのが妥当である。

この発見地が「かなの崎」あるいは「かなの浜」のどこであったかが問題であるが、先に述べた「筑前国分間一郡切之絵図」では、「かなの崎」とおぼしき所に「マナ板瀬」と書かれており、後で問題となる「一ツ瀬」の記入もあるが「かなの崎」の記入は無い。「かなの崎」の地名を示すものとして、最も古いものは元禄十年の志賀島浦・弘浦間の網代境の「定」である。弘漁協に二通、弘の松田家に一通あることを確認しているが、松田文書には、

一弘浦志賀島西側代境かなの崎也、是より西をツ瀬迄、弘浦網代之内比所志賀島へ無歩ニ漁致させ可申候

とある。この両浦は共に漁村であるが、全く異った漁法の漁村であった。明治初年でいえば志賀島浦の網約五千張に対し、弘のそれは二張である。志賀が網中心であったのに対し、弘は漕ぎ中心の海上浦であったからである。このような漁業習慣は、漁区も含めて今日まで続いており、明治四十二年の専用漁区をみて、

基点甲志賀島村志賀島字野辺瀬網中央石標

とあり、昭和初期の漁区地図もこれと全く同じである。したがって元禄の「かなの崎」と明治の「祖瀬」は同じ線上の地名であり、現在使用されている海上保安庁水路部の海図にある「叶の鼻」がこれに当る。ただし、地名とは一四方に満たない点を云うのではなく一〇〇m四方とか、それに類する広さで云うのが普通であるから、

「金印弁」志賀島図に「叶崎マテ志賀島邑ヨリ二十余、弘村ヨリ右同」とあることから、現在の金印公園の一带が「かなの崎」に最も適した場所であろう。

「かなの浜」は、地図によってかなの崎の東側であったり北側であったりしているが、「福岡県地理全誌」に、

叶浜、村ノ西民家ニ連リタル浜云。又野道共云。
一瀬、叶浜ヨリ三町、祖瀬ノ西海岸ニアリ。

とあり、一つ瀬の位置から考えて、かなの浜とは志賀島の民家の西から首切までであり、かなの崎はその突出部分と考える。当地所蔵の青柳種信資料の中に、種信の自筆によると思われる志賀島地図があるが、それによると「カナの崎」付近に山越の道の記入がある。島の生活を体験した人ならば理解できようが、海岸線の道というのは最も楽な道であり、最短距離の道でもある。今日のように車が発達しなかった時代では、海岸の砂浜や、小石程度の磯であるならば、別に道などというものを作らずとも、それ自身が道として利用された。しかし、志賀島の東海岸のように、砂が引いたときでも通行不能の場所も多く、この山越えの道の存在は、志賀島村と弘浦や勝馬村への楽な通行を可能にしたものであった。ただ、この「山越え」という言葉の使用が正しいかどうかは疑問のあるところで、「海岸の砂浜や磯ではない小高いところ」とでも解釋してもらわなくてはならない。

金印出土地点を示した「続風土記附録」の「絵図」は、この山越えの道を描いたものであり、ここ以外には道といえる道は無かった



図2 志賀島の地形と地名

と理解すべきであろう。この道については、明治二十一年に書かれた『総丈量野取図帳』（柏屋郡志賀島村）にも実測図が載せられているが、それによると、「山越への道」に相当する「カナの崎」付近の道巾は二メートル内外であり、絵図に示された景観とも一置する。これに対し、現在「かなの浜」と呼ばれている一帯の道は、海岸まで迫った田の海側にある。道巾も一メートル内外であり、しかもその道さえ消えて無い所もある。先に述べた「海岸を道として利用する」ことの実例でもある。

ともあれ、この地図を青柳種信が描いたか、或いは描かせたものであるならば、金印を意識して描かれたものと思えるのである。

さて、「かなの崎」の「かな」は、平仮名か片仮名で書かれた場合が多い。どういふ漢字を当てたらよいか判然としないからであるが、明治十五年の「字小名圖」では、志賀島の地名は次のようになっている。

明治十五年字小名圖

志賀島

イオヤ 西戸崎 藤瀬 久保 沖ノ山 大岳 馬場 小路 横町 タンバ
シバ 天神 井手ノ田 勝山 大杉 小太郎ヶ谷 小貝ノ尾 汐見山ノ田
大浜 穴方 堂山 弘 上手弘 フクテン 吹ノ浦 高瀬 豊太ヶ浦
杉浦 ハシリ落 ミヲロシ 南ノ浦 大カナ 首切レ 大松尾 社田
シカ小路 残シ田 イカリ ジトヲノ 高松 メクラヶ谷 山ノ後 水ノ
上 西山 北長浦 長浦 タヲ 西長浦 岩名 松尾 平畑 平嵐 中道
古戸
勝馬
長谷 七浦 高田 前田 弘 赤石 山口 入口 裏 貝ノ尾 ナカ見

江尻 猪狩 藤尾 原江 寺浦 大浦 瀬脇 長村 浜田 庄野田 高屋

この「かな」にどういふ漢字が当てられたかという点、「叶」が最も多く、伊能忠敬などは「金」の字を当てている。もし、「かなの崎」が「金の崎」であるということになると、文政三年三月に勝馬村が提出した『続風土記御園子ニ付園子書上帳』に、

底津少重命 志賀三社之内也

一 神津宮 本社拝殿

右当村ニ戊寅ニ当ル 海中小島

仲津少重命 神津宮ノ前 松立丸山

一 神津宮 本社拝殿

表津少重命 志賀宮之古宮 唯今廢地ニテ松立

一 表津宮

とあり、志賀嶋村の書上げもそれを認めていることから、最初に載せた萬葉集の歌、

千磐破金之三崎乎通稱 吾者不志 牡鹿之須光神

の解釈も、今まで定説となっていた宗像郡鐘崎という説に多少の疑問を感じ、船の進行方向も正反対になり得ることもあるのではないかと、一石を投じたくなるのである。今ひとつ、かなの崎に関連して、志賀島御台場のことも書いておきたい。宮浦の商人津上悦五郎が書いた『見聞略記』には次のように載せられている。

○万延元年（一八六〇）残島荒崎之方ニ新ニ御台場出来仕ル。猶又、志賀の島と弘との間にも御台場出来ル。

○文久三年（一八六三）残ノ島と志賀の島との間、台場ヲ台場迄、凡二十余丁之処、異國船通防御防之備ヘ、(中略) 右之場所江大造我組並ヘ

○元治元年（一八六四）当國之陣士式百七八拾人、志賀浦・残島両所之御台場ヲ御出張ニ相成申候

この台場が、現在の金印公園のあたりに在ったのではないかと想定したのであるが、実際にはもっと志賀の港に寄ったところの深喜源次氏のお宅が台場跡であった（図版2）。道路ぞいに石垣も残っているが、道路が修理される度に高くなり、逆に石垣は七十センチ程も低くなったとのことである。敷地のうち平地は四〇〇坪をやや越えるくらいだそうだが、対岸の能古の台場が、総面積三三六坪、砲台地二五六坪、火薬庫一一坪、番衛所二九坪であるから、ほぼ同じ程度の台場であったことが想定される。

志賀島と怡土・志摩・早良

この一年間、金印に関する資料を読んでいて、ふと気が付いたのは、特に江戸時代の金印研究は近世思想史そのものであるということであった。漢の光武帝から、日本のだれが金印を買ったかということについて、大きく分けると意見は二つしかない。天皇が買ったという説と、天皇以外の何者かが買ったという説である。

天皇が買ったという説を唱えたのは龜井南英と、安徳帝に結びつけて考えた竹田定良等だけである。特に南英の「金印弁」におけるきわめて今日的な科学的論証の態度には共感する。しかし、当時の日本において、天皇が中国の皇帝から印を貰うなどの説を唱えることは、きわめて異端の説であり、勇氣を持って唱えなければならぬ説であったようである。したがって、ときには「おろか」者などと攻撃もされたが、それら攻撃の側にあつた人々の説が怡土國説をはじめとする附説である。現在定説に近い三宅米吉博士の「漢の委

の奴の國王」という読み方もそれらの説につながるものであることは否めない。もちろん、だれが買ったかという論の出発点は「委奴」をどう読むかにあるのだが、近世において、もっとも中心的な読み方は「イト」であった。それは、「古事記」や「日本書紀」等の記述や、音韻論に基づくものであるが、例えば「後漢金印略考」を書いた青柳種信にしても、怡土國説を唱え、「筑前國純風土記拾遺」のための「書上」を志賀島から提出させているにも拘らず、現存する「拾遺」では志賀島の項は欠落している。彼の学統を受け継いだ伊藤常足も、その著書「太宰管内志」では金印については全く触れていない。これらのことは、「正史には載せてはならないこと」として金印を考えたのではないだろうか。

ともあれ、種信が怡土國説を述べた背景には、学問的なことその他に、彼が桜井神社と深い関係を持っていたことや、当時の人々が志賀島と怡土を中心とした一帯を非常に近いものとし実感していたことが考えられる。まず距離の問題であるが、地図の上にかなの崎を中心とした円を画いてみるとよく分かる。現在、実感としては福岡市の東西の端であると考えられている志賀島と唐泊が、実は一番近いのである。当時の積出し港であつた今宿の横浜と博多港を比べても、横浜の方が近く、姪の浜は更に近くなる。志賀島の隣り村である菅の和白など、博多湾内の沿岸では最も近い所なのである。今日私たちは交通機関を念頭において距離を計る習性を身に付けてしまっているが、当時、乗り物といえは船だけしかなかったことを考えれば、志賀島からいけば近く、しかも楽に行けた場所は、現在、

福岡市西区と呼ばれている一帯、古代の怡土園であった。

したがって、付合いというか往來というか、そういう関係も西区を中心とした一帯が最も近かつたようで、先に示した安永六年の志賀島火災のときの見舞いにしても、宮浦・唐泊・姫浜が一番多い。宮浦の貞右衛門などは、この他にも志賀島村に対して米二俵を贈っている。さらに、『萬曆家内年鑑』の記事にしても、志賀海神社への寄進は、藩主等の分を除くと、元禄十三年の「町中二島居姫浜石橋氏建立」と、元文四年（一七三九）の「志賀宮常燈油浜分弘浦残鶏三ヶ所ヨリ寄進定」とあるだけである。もっとも、残島については文政四年（一八二二）に「志賀宮常燈油壱斗貳升、元文四年已米残島石橋權作同平五郎同嘉衛門寄進ノ分、隔年不納ニ付、午ノ三月廿三日、吉祥寺ノ元銭を相加ヘ、借方仕組立ル」とあり、寄進も止まつたのであろうが、それにしても八〇年間は続いている。

飯盛神社との関係も興味深いものがある。旧早良郡も相当に内陸部の飯盛と志賀島がなぜかという感じもするのであるが、天明五年（一七八五）に書かれた『早良郡宗廟飯盛宮旧來社縁略記』に次の記事がある。

一 潤ノ口鐘披ノ祭 正月十四日夕

但此祭リハ神官人多在之、御神楽ヲ奏シ鈴ヲ鳴ラシ、御被ヲ執行ハ、其後、神員ノ盛大小ニツツ以、神宮ノ銘々ニ大宮司ノ盃ヲ致シ、此祭リも形斗残居リ申ハ、但年頭ノ今夜迄ハ宮中ニ鳴リ物ヲ奏ス、今夜八ツ時御粥仕圓明十五日朝神前ニそなへ、二月朔日ニ右之通御粥ヲ致シ、五穀豊凶水旱風毛付ミノリ等之儀、例年士古大宮司以下神官數人御座外斷ハ五ツ之祭ヲ揃へ、御神楽ヲ奏シ、然共今ハ大宮司家斗ニテ舞奏ノ間ハソレノミ、神樂大鼓斗ニテ賦ニ古キ名ノミ残リ居申ハ、此夜ノ神祭ハ、いと嚴重成ル事之由

代々申伝ハ事

但、右之神員ハ、上古当社繁栄之時、志賀ノ嶋海邊、年々鈴ヲ受ケ、当社ヘ持來リ、神前ニ大小ノ籠ニツツ籠ヘ、鈴リ之節飯盛山ニ上リ、鈴ノ枝ヲ伐取リ、籠ニ掃リ、籠中ノ民家ヘ宮下ニ放外由、右ニ付今以飯盛山ニ志賀谷と申所有リ、後世ニ至此所ヲ志賀戸と申ハ、大宮司大相權州明石大鹽谷前助之海士勤使御下向之御、借從ニ而筑州飯盛宮ニ來リ、直ニ大宮司職ニ要勤許ハ古実ニ而、志賀ノ海士人ノ右之通ニ（三才消）御座

さらに明治初年の「神社書上」には次のことが載せられている。

……又志賀神社にも古式祭りの内、鈴鈴鐘披の同祭あり、尚志賀神の田植祭の古老の歌に

「五月節供の初菘蒲、飯盛山に雨が降る、小笠の笠をかたぶけて、帯くつろげて、植さいな、帯くつろげて植さいよ」

飯盛山には松は花に咲いたり、松はいはひの麗さいな」

この田植祭りの歌詞は、「志賀島の研究」には、五月五日、御田植式（菘蒲を苗として植える式）帯くつろげて植さいよ、いもり山には、松は、花は咲いたり、松はいはひの麗さいたり

とあり、一九八一年に発行された『志賀島の四季』（兼山邦人・光安欣二著・九州大学出版会）には、

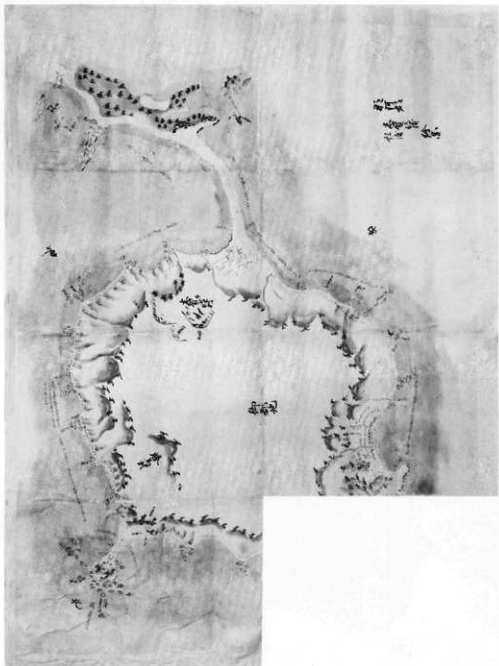
五月五日の初しょうぶ、飯盛山に雨が降る、こすげの笠をかたぶけて、帯くつろげて、うえさいな、うえさいな

とある。この歌詞の採葉は、お互いに約五十年間ずつの間隔をおい

- 一同 郡 同所 長東庵 廢墟
- 乳峰寺末寺
- 一同 郡 下白水村 蓮華寺 廢墟
- 一同 郡 中腹村 大橋庵 廢墟
- 吉祥寺末寺
- 一同 郡 志賀島 勝光寺 廢墟
- 一同 郡 同所 瑠璃光寺 廢墟
- 一同 郡 同所 志高庵 廢墟
- 一同 郡 同所 志高庵 廢墟
- 一柏原郡富崎福音山長住寺 今属「聖福寺」
- 開山 南谷聖興和尚 永享二年庚戌八月九日寂
- 一同 郡 同所 海生寺 廢墟
- 車傳所居之地也、車傳諱正虎字深山 嗣法於東播仏印禪師
- 一同 郡 三石村 日羅山東禪寺 廢墟
- 本尊 觀音 傳教之作、今有「小堂」
- 一同 郡 那石村 海康寺 廢墟
- 道林寺塔頭
- 一同 郡 那植木村 和足軒 廢墟
- 一同 郡 同所 安樂寺 廢墟
- 一同 郡 同所 福心寺 廢墟
- 一宗像郡福間村 宝珠庵 廢墟
- 一同 郡 那勝浦村 照月庵 今属「崇福寺」
- 一早良郡東山泉福寺 廢墟
- 本尊 千手觀音行持之作、往昔教寺有「三百六十坊」云々中古為「禪寺」、開山平田慈均和尚、貞治二年甲辰九月十六日示寂、寺址有觀音堂及龍樹梅樹之、同、元禄七年甲戌、承天大川與西管「管寺」字、然以崇福寺号摩面取之即移、志賀島所在正覺寺、而今用之
- 一同 郡 聖留村 法法山正覺寺
- 開山 突岩知新和尚 至徳二年乙丑九月十七日寂
- 小田郡氏傳教之寺云々

- 一同 郡 田島村 光徳寺 廢墟
 - 一同 郡 金武村 醫王山良運寺 廢墟
 - 原田氏祈願寺也、諸伽藍下院數多有之、今葉師堂存矣
 - 一同 郡 那能古島 松尾山神宮寺 今属「金龍寺、神松寺末寺」
 - 一同 郡 那江村 龍藏寺 廢墟
 - 開山 南谷聖興和尚
 - 一同 郡 那野木村 大聖寺
 - 開山 南谷和尚 檢越大眾寺有祈禱門
 - 一志摩郡宮浦 見湖山蓮門寺 今属「聖福寺」
 - 一同 郡 那馬場村 大慈山円通寺 今属「妙薬寺」
 - 一同 郡 那小田村 万歳山光明寺 廢墟
 - 本尊 千手觀音 清賀上人之作、昔者、大伽藍下院亦多云々、今有「觀音堂」一字
 - 一同 郡 同所 正法寺 廢墟
 - 一同 郡 同所 如意庵 廢墟
 - 一同 郡 同所 光音庵 廢墟
 - 一同 郡 同所 正林庵 廢墟
 - 一同 郡 同所 榮福庵 廢墟（以下略）
- （博多承天寺に「広護正利觀音昭和五十二年発行による）
- 以上、近世における志賀島と怡土・志摩・早良の關係を述べてきたが、これらの關係は時代がさかのぼるほど深かったのではないかと考えられる。
- このような環境のなかで「怡土國説」が展開されたのは当然のことであると思うが、それは博多湾を中心とした「海に生きた人々」の集團としてとらえるべきであり、そういう観点からも今後の金印研究がなされればまた違った結論も得られるのではないかと思うのである。

図版 1



志賀島図(青柳種信の自筆と思われる)



(1)御台場の石垣(東方より)



(2)御台場の石垣(西方より、手前の石は柳水の碑)

金印出土状況の再検討

塩 屋 勝 利

はじめに

福岡市立歴史資料館では、昨秋一〇月九日より一月一八日まで、特設展「漢委奴国王」金印展—金印発見二〇〇年—を開催した。この展覧の趣旨は、一七八四(天明四年)に志賀島から金印が発見されてちょうど二〇〇年という節目に当ることから、これまでの金印に関する議論を紹介し、現在までの到達点を明らかにしようとするものであった。このような意味から、展示構成は(1)中国古代の印章制度と金印、(2)金印の研究、(3)金印の時代—北部九州弥生社会と東アジアの三本立てとし、各々のテーマにしたがって、関係機関や個人の厚意により、貴重な資料を借展展示することができた。また、展覧と合わせて展示品図録を刊行したが、これには展示資料

の紹介とともに可能な限りの関連資料を収録し、解説には金印研究に携わってこられた諸先生の玉稿を掲載した。ちなみに、開館日数三六日間の総入館者数六六四四名、一日平均一八五名であった。

さて、これまでの金印をめぐる論争史を要約すれば、発見直後から明治中期までの印文の解釈についての論争、明治中期以後の真偽論争、大正期以降の出土遺跡に関する論争が、それぞれの社会的時代背景と学問的状況を反映しつつ展開されたといえよう。現在、これらの論争の中で、唯一決着しているのは真偽をめぐる問題であり、志賀島発見の金印は、「後漢書」倭伝の「建武中元二年、倭国奉貢朝賀、使人自称大夫、倭国之極南界也、光武賜以印綬」の印そのものであるということである。印文の読み方と解釈については、三宅米吉の「漢ノ委ノ奴ノ国王」説、すなわち、「魏志」倭人伝

に載せる奴国に当てる説が有力であるにしても、現在も異論が無いわけではない。特に、発見直後から提出された藤貞幹や上田秋成、皆川拱園などの国学者達による委奴国¹⁾伊都国説は、当時の国粋的イデオロギーとは別の地平で、今なお提起されている解釈でもある。さらに、金印出土遺跡に関する論争は、考古学の発達につれて活発化し、これまで多くの説が提出されている。しかしながら、現在までの研究の到達点は、いづれの説も定説化しうる論拠に欠けると思われる。これについては展示品図録に解説したところであるが、意を尽くせなかったこともあり、金印出土状況について再度検討を加えてみることにする。

一、検討の視点

金印出土遺構について、これまで諸々の説が出されながら、今なお確定できない理由は、第一に文献資料の情報量の乏しさであり、第二は出土遺構を現認できないことである。金印に関する研究は発見直後から活発に行われ、諸々の考文が発表されているにもかかわらず、大正期に至るまで、出土状況や遺構についての関心はほとんど払われていないといつてよい。近世においては、印文の解釈との関連で、竹田定良以下筆蹟館教授連による漢書説、大阪の経済学者山片蟠桃の隱匿説などが業科に語られているにすぎない。明治に入つては、菅政友によって初めて墳墓説が提出されるのであるが、三宅米吉の「倭ノ奴国王」説の提出以後、出土遺構は奴国王の墳墓と考えられるようになる。けれどもこの説にしても、金印出土状況

に関する文献資料を厳密に検討して出されたものではなく、はなはだ漠然としたものである。大正時代に入り、中山平次郎は奴国王墳墓説に対する疑問から、志賀島の現地踏査と地元文書の蒐集に努め、出土地点や出土遺構に関する所説を次々と発表した。さらにこの時期には、中島利一郎によって金印の発見に関する文献資料の紹介が行われ、出土状況を伝える第一級資料たる「天明四年志賀島村百姓甚兵衛金印掘出ニ付口上書」(以下「甚兵衛口上書」と言う)も、初めて学界に紹介されたのである。この「甚兵衛口上書」の紹介により、金印出土遺構に関する研究は他の文献資料との比較検討を促し、一九一六(大正五)年に中山平次郎と笠井新也との間で有名な論争が展開される。両者は同種の文献資料に依拠しながらも資料的価値の選択性において異なり、笠井はあくまで奴国王墳墓説を主張し、中山は遺構を小規模な施設と考えて奴国の没落に伴う隱匿説を主張した。この両者の論争は、文献資料の制約と考古学的成果の蓄積が浅い理由をもって、決着をみないまま収束する。その後、戦後を迎えるまでは、金印出土遺構に関する議論は積極的に行われず、一九二九(昭和四)年に橋詰武生がドルメン説を提起したぐらいである。

金印出土の遺構や遺跡について重要な研究課題として研究者の関意識に本格的に上るのは、やはり戦後になってからである。天皇制とそのイデオロギーの呪縛から解放された歴史学は、初めて科学的研究の場を保障されることになるのだが、その事受については特に古代史学や考古学の分野において顕著であった。古代国家成立過

程の問題について、あらゆる方面からの提言がなされ、考古学においては、大規模な発掘調査の遂行と、それによって得られた科学的事実をつきつけることにより、文献史学的考証をしばしば変更させることにもなったのである。このような戦後の歴史学の動向の中で、金印問題についても新たな検討が加えられるようになり、出土遺構や遺跡についての関心は、弥生時代各種遺跡の発掘調査の進展と、それともなう弥生社会の復元作業との関連において深まり、多岐にわたる所説が発表されている。この間、金印出土地志賀島の考古学的調査についても、一九五八・一九五九年の森貞次郎・乙益重隆・渡辺正氣氏による全島調査¹⁾、一九七三年の九州大学考古学研究室による金印公園建設予定地の発掘調査などが実施されている²⁾。また大谷光男氏は、一九五五年以降、志賀島現地に残る近世文書の蒐集と文献資料の調査を行ない、出土地点や出土遺構の問題に迫るとともに、それまでの金印研究をも総括している³⁾。

戦後、これまでの金印出土遺跡に関する議論の中心は、出土地点と出土遺構の性格をめぐらるものである。後で検討するように、二つの問題は密接不可分の関係にあり、出土遺構を墳墓と捉えるか、それ以外の構造物と捉えるかによって出土地点も異なっている。この理由は、遺跡の立地論的捉え方が前提としてあり、墳墓と考える場合にはそれに照応する地形的条件でなければならず、また祭祀施設と考える場合には類似遺構と同様の条件にしなければならないという推論にもとづいているといえる。したがって、墳墓説をとる研究者のほとんどが、後述する中山推定地よりもっと弘寄りのやや開け

た土地のある、現在の叶ノ浜付近に出土地点をもとめ、祭祀施設と考える研究者の多くは、中山推定地付近で差支えないとしている。このような立地論的捉え方は、あくまで弥生文化と農耕文化とする考古学的常識にもとづくものであるが、農耕社会の発展過程で誕生した「倭奴国王」に与えられたはずの金印が博多湾頭の志賀島から出土した事実こそ、その常識に当てはまらないことなのである。

このように、金印出土遺構の解明については、現在までの考古学的常識を一応留保し、発見当時の状況に再び立ち返る作業も必要であろうと思われる。このような視点と方法は、すでに多くの研究者によって試みられてきたことであるが、現段階においてもなお有効性を持つと考え、以下検討を加えたい。

二、「甚兵衛口上書」の検討

「甚兵衛口上書」が、金印出土地や出土遺構を考察する上で、第一級の資料的価値を有する文書であることは論をまたない。とはいえ、この資料にしてみても、記された内容のすべてを信用するわけにはいかない面があり、次に全文を掲げて他の文献資料と比較検討してみよう。

那珂郡志賀島村百姓甚兵衛申上ル

口上之覚

一、私抱田地叶の崎と申所田地之中津

水行懸敷御坐候。付先月廿三日右之

溝形り仕直シ可申邊岸を切落シ層申候

堀小キ石段々出候内式人持程之石有之

かなてこゝに而獨り除ケ申候処石之間ニ光リ候物

有之ニ付取上水ニ而す、きし見申候処金之
印判之様成物ニ而御坐候私共見申たる

儀も無御坐品ニ御坐候間私共喜兵衛以前

奉公仕居申候福岡町家衆之方へ持参り

喜兵衛見せ申候へハ大切成品之由被申候

ニ付其儀直シ置候処昨十五日庄屋殿より

右之品早速御役所江差出候様被申

付候間差出申上候何レ官様被仰付

可被為下候奉願上候以上

志賀島村百生

喜兵衛

天明四年三月十六日

津田源次郎様

御役所

右喜兵衛申上候通少も相違無御坐候

右体之品差出候へ、不覚儀違ニ可申出

儀ニ御坐候処うかゝ奉存申中

風説も御坐候迄指出不申上候段不念

千万可申上候も無御坐奉恐入候何分共

宜様被仰付可被為下候奉願上候以上

岡村庄屋

武藏

組頭

吉三

勘藏

同年同月

津田源次郎様

御役所

金印発見後の経緯について

これまで言及されているように、この文書は当時の志賀島村庄屋
長谷川武蔵が、金印出土の田地所有者である百姓喜兵衛の口上を
筆記し、組頭の吉三と勘藏の連署を以て那珂郡役所に提出した正式
公文書であり、永く黒田藩庫に保存されていたものである。この内
容中、最も疑問に思えるのは、発見後から郡役所に届出るまでの経
緯である。これについての喜兵衛の口上は次のようになっていた。
すなわち、(一)掘り出した品物はこれまで見たことも無かったので、
兄の喜兵衛が以前奉公していた福岡の町家衆に鑑定のためもって行
ってもらった、(二)兄の喜兵衛より見たところ、貴重な物だから大
事にしまっておくように言われた、(三)そのまましまっていたら、三
月十五日になって庄屋様から役所に提出するよう命じられた、(四)そ
こで提出する次第です、どうかよろしくお取り計下さい、という
ことである。さらに庄屋武蔵の奥書は、(一)右の喜兵衛の申すことは
いささかも間違いありません、(二)このような品物を掘り出したなら
ば、自分のところにとどめず、ただちに役所に届出るべきなのであ
りますが、うっかりしておりまして、世間に噂が広まるまで届出な
かったことは、誠に遺憾であり、恐れ入った次第です、(三)何分よろ
しく御処置をお願いします、というものである。この文書に登場す
る人物については、武蔵が勝馬村の人で勝馬村の庄屋も務めていた
人物であること、組頭の吉三と勘藏は志賀島村の人であったこと
が、大谷光男氏の調査によって明らかにされている。また、津田源
次郎が当時、那珂・席田・夜須・御笠郡奉行を務めていたことは中

鳥利一郎の論考に詳しい。福岡の町家衆については、福岡藩侯近侍であった梶原景照が一八〇三（享和三）年に著わした「金印考文」に、「喜兵衛番備府下豪商米屋才藏氏」とあり、米屋の屋号を持つ才藏という人物であることが知られている。けれども、発見者として周知されている喜兵衛と、その兄喜兵衛の経歴については今なお不明である。金印発見者については、仙厓和尚の「志賀島小傳」に秀治と喜平とみえ、「万曆家内年鑑」には秀治とあって、近世の地元伝承ではかならずしも喜兵衛ではなかったのかも知れない。

さて、金印発見から郡役所に届けられるまでの経緯を伝える別の資料は、亀井南冥の長子昭陽が、一八二二（文政五）年五月九日に友人の梶原景照に書き送った「与平士敬書」と、一八二四（文政七）年閏八月二十七日に書いた「題金印紙後」であろう。前者の一節には「所謂郡宰豪商、並為我先人之深知友。漢印之出、二人呼先人諮詢之。時有銷鏢武器之説」とあり、後者には「印之出、先人心知有商人才藏者、真之妻之外祖父也。買以効於郡序、有練以裝兵仗之説」とある。この二つの記事に示されているのは、第一に昭陽の父南冥・米屋才藏・津田源次郎の三人は深い友人関係にあったこと、第二に金印が出土した時、才藏と津田は南冥に鑑定を頼んだこと、第三に南冥と特に関係の深い才藏は、郡役所に買い取りをもとめたこと、第四に鑄造して武器の飾りにする意見があったことなどである。これらの記事と「喜兵衛口上書」の内容を総合すれば、喜兵衛の兄喜平は金印を才藏宅へ持ち込み、才藏はその買い取りの許可を求めるべく津田の役宅へ行き、両者は共通の友人である南冥を呼ん

でその鑑定を頼んだという図式がで上がる。したがって、喜兵衛口上の「の」の文言は必ずしも事実ではなく、武藏の奥書に「の」についても同様であろう。発見された金印は、喜兵衛がいったん志賀島に持ち返ったままにしていたわけではなく、才藏・南冥・津田のだからに保管されており、この間に三者でその処置について議論がなされた可能性が強い。正式届出文書である「喜兵衛口上書」の提出が遅れた真の理由は、金印の処置についての郡那郡役所の方針がなかなか決まらなかったこととあり、福岡藩庁に具状する結論となった後、庄屋武藏に対して届出命令が下されたと思われる。また、京都に居た国学者藤貞幹が、天明四年四月十一日に著わした考文（版本）には、印影の下に「漢委奴国王黄金印獸紐重二十九銖許天明四年甲辰春筑前澄鹿島土中所出四月二日奉刻」という前書がある。この「四月二日奉刻」というのを事実とすれば、これまで考えられてきたような三月十六日の「喜兵衛口上書」の提出以降に、亀井南冥等の学者による鑑定が行われたとした場合、当時の交通事情からその内容に関する情報の京都方面への伝達があまりにも早すぎると思われるのである。このような点も含めて、喜兵衛から米屋才藏に渡った金印はそのまま福岡にあって南冥等の鑑定を受け、「喜兵衛口上書」は津田源次郎が藩庁具上の方針を決定してのちにその事務手続に必要な書類として提出されたと考える。いみじくも庄屋武藏が奥書に述べているように、当時においても埋蔵物あるいは遺失物の発見は速かに役所に届出なければならず、これが遅れた真の理由をその行間に十分に読み取ることができる。

金印発見にいたる経緯

以上のように、「甚兵衛口上書」に記す金印発見後の事実経過については、にわかには信用しがたいのであるが、金印発見にいたる経緯については信用するべきであろう。というのは、どのような状態で金印を発見したかということが、当時において何ら現実的利害をもたないからである。また、金印の実際の発見者が秀治と善平、あるいは秀治であるにしても、甚兵衛は発見地の土地所有者であり、自らの土地で金印が出土したこと自体が問題なのであって、真の発見者からの報告をあえて曲げて上申する必要は無いからである。金印発見にいたる経緯についての甚兵衛の口上は、実際の発見者からの報告にもとづくものであるから、それだけ資料的価値が下がる⁽²⁾として論じられたことがある。たとえそれが事実にしる、情報量こそ問題なのであり、その質においては大差は無いであろう。

このような点から、「甚兵衛口上書」に述べられている金印発見までの経緯については、信用できるものとして内容を検討してみよう。これに関する口上は、(一)私の所有地叶の崎という所の、田の境の中溝の水の流れが悪かったので、先月二十三日にこの溝の形を修理しようと岸を切り落していたら、小石が徐々に出てきたし、そのうちに二人持程の石が出てきた、(二)この石をかなくて取り除いたら、石の間に光る物があった、(三)それを取り上げて水ですすいでみたら金の印判のような物であった、という内容である。これによれば、金印は灌漑用の溝の修理工事中に発見されたわけである。二月二十三日は太陽暦四月十二日に当るので、おそらく水口修理であっ

たと思われる。天明三年に始まった、いわゆる天明の飢饉は翌五年まで続き、天明三年は特に天候不順であったと思われる。田境之中溝水行悪敷御座候」という文言も、この辺の事情によるものであろう。したがって、工事は崩壊した溝岸の復元や、溝内に堆積した土砂を波深する作業であったことが推察され、「岸を切り落シ」という作業は、両側の水田耕地に影響を与えない配慮が払われたと思われる。このことは、金印出土遺構を考える上できわめて重要な実行行為と考える。

次に出土地については、「叶の崎」とあるだけで、具体的な地点の明示は無い。甚兵衛の口上から知りうる事実には、「叶の崎」という水田のある土地というだけにすぎない。出土遺構についてもきわめて抽象的である。発見者の注意に上ったのは、①小さな石が徐々に出てきたこと、②(そのうち)二人持程の石が出てきたこと、③その石を取り除くと石の間に光る物があったことなどで、情報量に乏しいのである。とはいえ、今となっては金印出土遺構の推定は、これら三つの要素を勘案して行うことしかできないのである。

以上検討してきたように、「甚兵衛口上書」は当時者達が金印発見を記した唯一の資料として第一級の価値をもつ。その中で、発見にいたる状況の記録に疑いをはさむ余地はなく、発見後からお上に届出るまでの経緯のみが疑問であることを指摘した。この文書が役所に提出された公文書である以上、庄屋武蔵の手にはこの草稿もしくは村方控があったはずである。武蔵が勝馬村の人であったことから、これらの文書あるいは関係文書が新たに発見される可能性も

残されている。

三、出土地点について

「善兵衛口上書」にみえる金印「出土地」の「叶の崎」という地名は、金印発見以前の資料では、一六九七（元禄〇）年に志賀島浦と弘浦との間で締結された漁区に関する「定」のみである。これには、「一弘浦志賀島両網代境かなの崎也」とあり、出土地点を考える上で重要な資料である。というのは、網代境すなわち漁区は戦前までは変更されておらず、一九〇九（明治四二）年の専用漁区にみえる「基点甲志賀島村大字志賀島字野辺廻瀬中央石標」という地点も、かなの崎と同一地点とされるからである。この地点は、現在使用されている海上保安庁水路部作成の海図に「叶ノ鼻」と記されているところでもある。貝原益軒編纂の『筑前国続風土記』には、「又志賀民屋の西につらなりたる濱を、叶の濱と云。是は皇后御歸陣の時、此濱にて、異国征伐の事叶ひひたりと宣ひし故、名付といふ」とあるが、これは前の「定」とほぼ同時代の資料である。神功皇后伝説はともかくとして、「かなのはま」や「かなのさき」という呼び方は、当時地元で慣習的に行われていたと考えられるのである。

金印発見後、出土地を「叶の崎」としている文献資料は次のとおりであり、年代順にみてみよう。

(1) 亀井南冥「金印弁」志賀島付図 一七八四（天明四）年

志賀島全体図が描かれ、島の南々西に突出するマナイタ瀬（祖瀬）の東側海岸海中に○印を付して「叶崎」と記されている。ま

た、マナイタ瀬の右側には「叶崎マテ志賀島邑ヨリ十二丁余弘村ヨリ右間」と記している。

(2) 『筑前国続風土記附録』阿曇家本 一七八四（天明四）年以後

中山平次郎によって、「那珂郡志賀島村、叶の崎、此所の名本記に見ゆ。天明甲辰の年二月二十三日、志賀島邑農善兵衛と云者、此所田の尻と云地にて、土中より金印一箇を得たり。明神の境地より得たる故、神寶とせん事を占ひしに神闕下らざる事再三也といふ。故に府廷に呈けしとなり。其圖左の如し」と報告されている。

(3) 梶原景照「金印考文」 一八〇三（享和三年）

福岡藩侯近侍であった梶原景照の金印に関する考文は数種類あったと思われるが、現在二種類を知るのみである。一種は金印の印影と上面、側面、他側面のスケッチを右側に描いて考文を述べたものであり、他の一種は志賀島図を付した短文のもので、いづれも漢文体の書である。本文中に「叶崎」とあり、志賀島図中には、亀井南冥「金印弁」付図に描くマナイタ瀬と思われる突出部の内側に「叶崎」と記され、海中に「叶崎去志賀十二町至弘亦同」という書込みがある。梶原景照は亀井昭陽と友人であり、昭陽が夷弟雲来に一八二二（文政五）年六月一日に与えた「復業来書」に、「二三年前の火災で父南冥の遺著「金印弁」を失ない、以来それを求めていたところ、その著書（副本）を近臣梶原景照より得た感慨を記している。この点から、景照の描く志賀島図が、南冥の「金印弁」付図を念頭に置いていたことは十分に考えられる。けれども、図上の「叶崎」の位置が異なっていることは、景照本人が見聞した知識にもとづく

ものであろう。

(4) 『統風土記御調子ニ付調子書上帳』那珂郡志賀島村 一八二〇(文政三)年三月

『筑前国統風土記拾遺』のための書上げである。「一村々未申ニ当り叶ヶ崎と申所ニ而」とあり、志賀島村の西南に当る叶ヶ崎より金印を掘り出したことが書かれている。なお、この書上帳の草稿では「一葉 皇后御心に叶ひしと宣ひしより名付呼伝ふ 此所々弘にかよふ田の辺乃小溝の底々」とみえ、叶ヶ崎という地名は明記されていない。しかも叶の記事全体が×で消されている。

(5) 仙厓『志賀島小幡』一八三〇年代?

仙厓(一七〇〇—一八三七)の晩年の書と思われ、「天明四年丙辰志賀島農民秀治喜平自叶崎掘出」と、叶崎という地名がある。

(6) 『黒田新統家譜』巻之三十三⁽¹⁷⁾ 一八四四(文化)年

天明四年二月廿三日の条に、「同日那珂郡志賀島村針崎といふ所にて」とあるが、針崎は叶崎の誤記であらう。

叶ノ浜

すでにみたように、叶ノ浜という地名も、当時から実在したことが明らかであるが、金印出土地を「叶ノ浜」としている文献を次に掲げてみよう。

(1) 『筑前国統風土記附録』⁽¹⁷⁾ 加藤一純・鷹取周成 一七八四(天明

四) 年以後

加藤一純らが、一七八四年に藩命を得て編纂した地誌で、巻之八那珂郡下に志賀島の記事があり、「叶ノ濱 此所の事本編に詳なり。

天明四年二月志賀の農民、此邊の土中より金印を得たる事あり」とみえる。

(2) 青柳種信『後漢金印略考』一八二二(文化九)年

筑前の国学者青柳種信が、伊能忠敬のもとに依じて著わした金印に関する考文で、草稿を含めて四種ある。出土地についての記述は「志賀島農夫岡島の南辺字ハカナノ浜と云處の田を耕しけるか」とあり、種信は出土地をカナノ浜すなわち「叶ノ浜」としている。

(3) 龜井昭陽『書漢印紙後』一八二四(文政七年)

同年六月二〇日に著わした金印に関する長文の考文で、出土地については「其地曰加奈浜、加奈邦言猶金、蓋因印名之也」と記している。昭陽は加奈浜を金ノ浜と解し、金印が出土した事由来する地名と考えている。このような解釈は、すでに青柳種信が『後漢金印略考』草稿中に、「其掘得し田字を金の浜と名つけしは金印を埋たりしにより号づけしなるべし」と述べているのであるが、「かな」と付く土地から、偶然にも金印が発見された事実にもごく語呂合わせというべきであらう。

金印出土地推定地

以上みてきたように、金印出土地について記した近世文献資料には、「叶崎」と「叶ノ浜」の二種がある。実はこのことが、これまでの金印出土地点について議論が交わされてきた理由の一つでもあらう。金印出土地点を最初に推定したのは中山平次郎であり、大正時代初めの頃であった。中山は現地の踏査を精力的に行なうとともに文献資料も蒐集し、金印出土地点を現在の「漢委奴国王金印発光



図1 金印出土推定地(註8の②)

之処」碑(以下「金印碑」と言う)付近の水田と推定した。その根拠となつたのは、当時存命中の某病老夫の記憶と、志賀海神社司阿曇家に所蔵されていた『筑前国結風土記附録』付録図による。この絵図は金印出土地叶崎付近のスケッチであり、海岸に面して細長い田があり、田の中央には海に注ぐ小溝が走る。溝より右側の田は上下二枚、左側は一枚に描かれているようである。右側上段の田には人馬、左側の田には獣を打つ人物があり、田の奥は道路が両側に通っている。そこに堀籠と供行列が描かれ、道路と溝境の田中に大石がある。道路の奥は左側に山との間に耕地があり、右端は山が道路際まで迫っている。注記は二ヶ所あり、溝が海に注ぐ右側に「タノシリ」、その手前海岸に「金印出」と記されている。中山の推定した地点は図1の?印の位置であり、X印の位置は某病老夫の記憶にもとづくものである。このX印地点は、一九一三年六月、福岡日

々新聞社主催の史蹟現地講演会の際が発掘され、金印出土地点として一九二二年に「金印碑」が建立されたのであるが、中山の推定地点とは少しばかり異なるのである。なお、この地点は溝が迂曲する位置であり、梶原景照の『金印考文』に「田中有溝迂曲」とあって、地元の伝承は溝が

曲がる部分とされていたのであろう。

この中山説の提出後、その直後に笠井新也からの反論が出された以外、戦前において出土地点についての議論は無い。戦後、これまでの出土地点についての議論は、中山説を支持する意見と、それ以外の場所にもとめる意見がある。中山説を支持する意見は、一九七三年に金印公園建設予定地の発掘調査を担当した西谷正氏らであり、発掘調査の直接的成果は得られなかったものの、現在地が阿曇家所蔵絵図と合う地形であると結論づけている。別の地点と考える意見は、森貞次郎・乙益重隆・渡辺正実・斎藤忠、水野祐氏などであり、「金印碑」から「叶の鼻」を曲がって弘寄りの、首切崎までの間に広がる「叶の浜」付近とするものである。その根拠は、近世の文献に出土地を「叶ノ浜」としているものがあること、現在地よりも開けた水田地帯があり、弥生遺跡存在の可能性が高いことなどである。しかしながら、その根拠は薄弱といわなければならない。第一に、近世の志賀島の地名についての多少の誤解があり、現在の「叶ノ浜」と近世の「叶ノ浜」を混同していることである。近世においては、志賀島浦の前の海浜を「棚ノ浜」、そこから西方の「夫婦石」を境にして「首切崎」までの海浜を「叶ノ浜」と呼んでおり、「叶ノ浜」の範囲は現在よりずっと広がったのである。そしてこの「叶ノ浜」に含まれる突出部付近の陸上部分が「叶の崎」と呼ばれ、前述したように、そこから細長くのびた瀬が「祖瀬」と呼ばれている。西谷氏らも指摘するように、亀井兩英、梶原景照などの志賀島図に記す「叶崎」の位置や、志賀島村や弘浦からの距離は、何ら中

山の推定地点とは矛盾しないのである。第二に、現在の「叶ノ浜」付近が、弥生遺跡の存在する可能性が高いという前提で出土地を想定するのは、前述したように推論にもとづく方法であつて、如何なるかと思われる。なお、大谷光男氏は金印出土地が百姓甚兵衛の所有する水田であつたことに着目し、志賀島文書の調査を精力的に行ない、その中に甚兵衛の名前とその所有地を探す方法を執られたことがある。その結果は、一七九〇(寛政二)年の「那珂郡志賀嶋村田島名寄帳」中冊に甚兵衛の名前は見られるものの多くの疑問点が残りに、「田島名寄帳」上冊にその問題解決の内容があると指摘している。

以上述べてきたように、金印出土地点については中山説を支持するものであるが、さらにその地点を検討してみよう。前に述べた近世志賀島の「叶ノ浜」の範囲は、現在の字図では字中道、字古戸、字南浦、字大叶、字首切を含む海浜である。この中で現在の「叶ノ鼻」は、字南浦一八八〇、一八八一および一八七七番を含む突出した地形部分に当る。字南浦一八七七、一八七八、一八七九番は東側の字古戸と字境をなしている。「金印碑」および金印公園は、字南浦に隣接する字古戸の西端に位置し、内彎した谷地形を呈している。「金印碑」の建立地点は、字古戸一八六九一三番に当り、図1に記す中山の推定地点は、この一八六九番に含まれる。これと海に注ぐ細い水路を挟んだ西側が字古戸一八七六番となっており、一八六九番の東側は一八六八番地である。これら三つの地番と地目は、現況は道路であるが、かつては田畑であつた。福岡市役所所蔵の一

八八八(明治二)年の「總丈量野取図帳」でこれらの地番と地目をみよう。

- 字古戸千八百六拾八番
 - 一。畑 七畝廿七歩 五枚 真隅伊兵衛
 - 反別四畝歩 在来ノ分
 - 内千五百六番一の内
 - 反別三畝廿七歩 脱糶野地
 - 外八歩 畦畔
 - 字古戸
 - 千八百六拾九番 三枚
 - 一田 五畝廿七歩 三枚 真隅伊兵衛
 - 反別三畝五歩 在来ノ分
 - 内千五百四拾八番分原ノ一ノ内一
 - 内反別。廿九歩 脱糶畑
 - 同 二
 - 反別。畝廿三歩 同 山林
 - 外。拾九歩 畦畔
 - 字古戸
 - 千八百七拾六番
 - 一田。畝廿五歩 武枚 真隅伊兵衛
 - 反別畝廿六歩 在来ノ分
 - 内千五百四拾八番分原ノ二ノ内一
 - 内反別。九歩 脱糶畑
 - 千五百四拾八番分原ノ二ノ内二
 - 反別。廿歩 同 山林
 - 外。廿畝歩 畦畔
- これによれば、少なくとも一八八八年以前は、金印出土推定地点

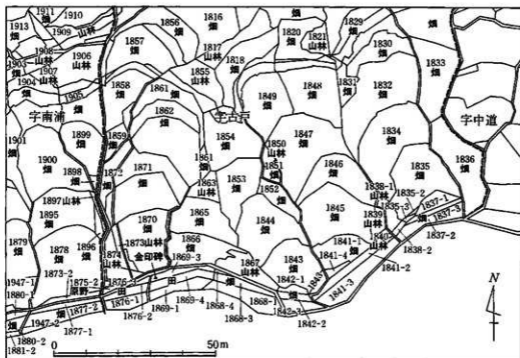
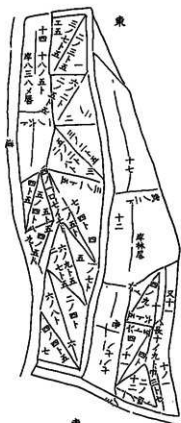


図2 金印出土推定地付近の地番と地目（地目は『繪丈量野取図帳』による）

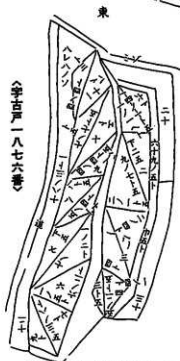
付近には田畑があり、在来分として一八七六番は一八四・八㎡の水田、一八六九番は同じく三・一三・五㎡の水田、一八六八番は三九六㎡の畑があった。したがって、金印出土地が水路を挟む水田地であったことから、一八六九番あるいは一八七六番のいづれかが考えられる。図3は『繪丈量野取図帳』の図を写したもので、『筑前國続風土記附録』絵図を信用すれば、一八六九番が出土地となろう。これらの土地の所有者は、当時は真岡伊兵衛なる人物であった。一九二二年頃の志賀島村に残されていた伝承では、発見者もしくは土地所有者地について坂本甚兵衛とされていた形跡がある。

それでは、森氏などが推定している現在の「叶ノ浜」を『繪丈量野取図帳』でみてみよう。この付近は北から字首切の南半・字大叶・字南浦に含まれる海浜部に当る。字首切と字大叶、字大叶と字南浦との字境をなして二本の小流が海に注ぐ。この二本の小流に沿って狭い平坦地形が形成され、田畑が営まれている。海岸部に隣接する地番のみの地目をみると、字首切は畑、字大叶の北側小流の両側は田、その南側は畑、字南浦との間の小流に沿って田となっている。字南浦ではその小流南側が田、さらに南側海浜に沿って畑、山林、畑となっている。たしかに「叶ノ崎」よりも広い面積に田畑が営まれている。ところが、これらの田畑は海浜に沿う小道から山側の方に営まれているのであって、道の西側（海側）はすぐ浜となっているのである。このことは、『筑前國続風土記附録』絵図の金印出土地付近の描写とは異なるものとなろう。

このように、金印出土地点は、現在地付近が最も適当と考える



宇古戸一八六九番



宇古戸一八七六番

3 図 總丈量野取圖帳付圖複製圖

が、今後、記録の上からさらに検証しなければならないのは、真岡伊兵衛や坂本甚兵衛の追求であろうと思われる。

四、出土遺構について

金印出土状況

前述したように、「甚兵衛口上書」に記す金印出土状況は、①海岸を切り落す作業をしていた、②小さな石が除々に出てきた、③そのうち、二人持程の石が出てきた、④それをかなてで取り除くと、石の間に光るものがあったということである。これらの乏しい情報から得られる遺構の構造は、複数の小石の下に「二人持程」の石があり、その下に石に囲まれた空間があったものとなるが、きわめて抽象的である。ただし、海岸を切り落す作業は、狭い範囲の「発掘」作業であったことを示し、かなてこの使用は、「二人持程」の

石の大きさを推測する手掛りとなる。また、金印をすぐに発見できたことは、石の間に埋土が詰まっていなかった保護された空間であったことが知られる。さらに重要なことは、金印の他には、遺物が認められなかったと思われることであり、このことが遺構の性格をめぐる議論の大きな理由ともなっている。

関係文献資料の検討

「甚兵衛口上書」のほかに金印の出土状況・遺構を伝える文献資料は次のものがあり、関係部分を抄出する（欄外筆者）。

(1) 亀井南冥「金印弁」 一七八四年 福岡

「筑前那珂郡志賀島村農民田ヲ墾シ、大石ノ下ヨリ是ヲ得タリ」

(2) 細井金吾「小篠敏宛書簡」 一七八六年 福岡

「当国那珂郡志賀島之農民甚兵衛と申者、去々年辰之二月廿三日、畑をひらき候ニ、石或ツ並ヘ、上ニ石ヲ覆たる所有、其上石

を何心なく除しに、金印出たり」

(3) 顯常『題金印図』 一七八六年 京都

「天明四年甲辰二月二十三日筑前那珂郡志賀島農人墾^シ土、忽^シ護^シ一金印、上有石板、四角立^シ石柱」

(4) 梶原景照『金印考文』 一八〇三年 福岡

「田中有淺迂曲、行水不利、乃墾^シ溝岸、以直之、忽有^シ一巨石、免^レ之則^シ石周圍、如^シ匣狀、有^シ物在其中、灼^シ煤射^シ目」

(5) 村瀬之照『雲苑日夢』卷之一 一八〇七年 京都

「筑前那珂郡志賀島田間有大石、民以爲患、乃掘^シ以徹^シ土、則^シ四辺^シ撐^シ小石、下空如^シ有^シ物、探^シ之護^シ金印一顆」

(6) 青柳種信『後漢金印略考』 一八二二年 福岡

「田を耕しけるか田中に大石あり、耘^シ耕^シに妨^シなればとて是を掘^シ除^シけしが其下に三石側^シ立^シて物を閉^シ鎖^シに似たり。農夫恠^シみて畝^シを入て土を揮^シふに土の中に声ありて地に落^シる物あり。探^シて見れば金印一顆あり」

(7) 『続風土記御調子付調子書上帳』成稿 一八二〇年 福岡

「田境の小溝直仕シ岸を崩し候処、追々小石掘^シ出し候内、一人持^シ之石掘^シ除^シ候処、下^シ金印をほり出し候二付」

(8) 龜井昭陽『書漢印紙後』 一八二四年 福岡

「島民墾^シ田、大石、而^シ獲^シ之、大石之下^シ三石柱、之蓋^シ護^シ印也」

(9) 『万曆家内年鑑』 一八三三年 志賀島

「天明四年二月二十三日志賀島小路町秀治田を墾^シ大石ノ下^シヨリ金印を掘^シ出」

加松浦道輔『漢倭奴国王金印偽作弁』 一八三六年 原典不詳

「筑前那珂河津賀島ノ田中ニ紫ヨリ大石アリテ動搖シ難キヲ偶々掘起シケルニ其大石ノ下ニ小石柱トシ内ハ空洞」

田「黒田新統家譜」卷之三十八 一八四四年 福岡

「其所の田主甚兵衛といふ者、己か田地にかゝりし溝筋、水行きよろしからずとて、岸をくつし掘りかへけるに、石あまた掘^シ出^シせり。其内に二人持^シ計^シなる石あり。金手子にて是を除^シけん^シとせしに、石の間に光^シれる物あり」

これらの文献資料は、明らかに「甚兵衛口上書」の系統を引くと思われるもの、それ以外のものに分けられる。前者をA類、後者をB類として検討してみよう。A類の資料は、(4)、(7)、(11)であるが、(7)と(11)が「甚兵衛口上書」の記述とほとんど同様であるのに対し、(4)は少しばかり異なっている。漢文体の表現の違いがあるにしろ、金印発見にいたる実行行為の部分ほとんど同じであり、「二人持程之石」が「巨石」とされ、その下の「石の間」が「三石周囲、如匣状」と具体的に表現されているのである。梶原景照は福岡藩侯近持であり、藩庫に蔵されていた金印や関係文書を見ている立場にあつて、志賀島現地に赴いた可能性もきわめて強い。このような点から、中山平次郎は(4)を最も信用できる資料とした。

B類の資料は、金印発見にいたる実行行為を全て曲解したものである。「田を耕し」、「民以て患と爲す」、「耘^シ耕^シに妨^シなれば」などの記述は、事実と全く異なるものである。この中で、「二人持程之石」の下の構造を具体的に記述しているのは、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)

である。(2)の福岡藩士細井金吾は、石の間を石と石との間すなわち二石に解釈していたと思われ、信用しがたい。(3)の題常は、亀井南冥の実弟曇栄の情報にもとづいて記しており、その出処は南冥によると思われる。南冥自身は、(1)においても具体的に述べてはいないが、金印発見当時、その状況を知り得る最も近い立場にあり、「上有石板、四角立柱」という記述は重視すべきものである。村瀬之照の(5)は、曇栄から京都方面にもたらされた情報を下敷にしたものと思われる。青柳種信の(6)と亀井昭陽の(8)は、その年代から考えて、梶原景照の(4)、もしくは現在まで未発見の別種考文を参考にしたことが考えられる。ただし、前述したように、金印発見にいたる実行行為の記述は両者とも相違しているが、これはいかに考えられるだろうか。昭陽の「壘田」は、父南冥の(1)と共通しており、その「大石ノ下」の構造は、友人梶原景照に拠ったと思われる。種信は、伊能忠敬の案内役も務め、「筑前国統風土記拾遺」の編纂にも携わった人物でもあり、発見にいたる実行行為などは、すでに誤り伝えられていた志賀島現地での伝聞に拠ったものと考えられる。

出土遺構の構造

これまで検討したように、金印出土遺構について『甚兵衛口上書』の内容を補強する文献資料は、曇栄の『題金印図』、梶原景照の『金印考文』に絞られよう。これら三つの文献資料を総合すると、遺構の構造は、箱形構造の石組みに蓋石を構築し、さらにその上を小石で覆った形式となり、自然石の堆積ではなく、あくまで人為的構築物と断定できる。特に発見者の最初の注意に上った「小キ石段

々」の記述は重要である。この遺構を、かつて支石墓として考えられたこともあったが、文献資料の記述内容や支石墓の編年の研究の現状からしても、成立しえない論である。

問題は箱形構造の側石の数であるが、発見当時に最も近い『題金印図』が四石、一九年後の『金印考文』が三石として、食い違いが生じている。中山平次郎は、梶原景照の『金印考文』を最も信用できる資料として重視し、遺構は平面三角形を呈する箱形の石囲いに、二人で持てる程の蓋石をかぶせた小規模な石組施設であるとしている。けれどもこの中山の説は、文献資料の選択の点からも、これまでにそのような類例が認められない点からも否定的にならざるを得ない。というのは、発見当時に最も近い情報では、四個の側石を配した平面方形に近い石組構造となっており、梶原景照があえて「三石周匝、如匣状」としているのは、彼の实地見聞にもとづく記述と考えられ、何らかの事情を考慮しなければならぬからである。発見者達の実行行為は、耕作地に影響を及ぼさない程度の最少限の溝岸を切り落す作業であり、金印発見後は修復されていたことは確実である。したがって、発見から一定期間経たれた地元の伝承にもとづく景照の記述は、最下部の石囲いの構造を平面コの字形として表現したものであり、平面三角形を表現したわけではないと解される。これには三つの場合が想定できよう。第一は平面方形の箱形構造の一側石が崩落し、おそらく溝中に転落していた場合である。第二は平面長方形をなした組合式箱形構造の、小口石と両側石が認められ、両側石および他の蓋石が、溝と直交する方向（耕作地）に運

続していた場合である。この場合においては、金印は小口寄りの位置から発見されたことにならう。第三は第二の場合とは逆方向の場合であり、溝および対面する水田の方向に連続していた場合である。この場合は、小口石と両側石の三枚が認められ、連続していた側石と他の蓋石は溝によって失われていたであろう。

以上のように、金印出土遺構の構造は、中山の想定したものとは考えられず、むしろ笠井新也が想定した構造に近いものとなるのである。さらに、文献資料の点からは、金印以外の遺物が発見された形跡は無いのであるが、その発見が偶然である以上、鏝化した鉄製品、木製品、繊維製品など遺存状態の悪い遺物には注意されなかった可能性も指摘できよう。結論として、金印出土遺構の構造は、平面方形の箱形構造に一枚の蓋石を置き、それを小石（櫛石）で覆った形式、あるいは平面長方形の石組構造に複数の蓋石を置き、それを複数の小石（櫛石）で覆う形式であったと把握できる。

類似構造遺構

それでは、このような形式に類似する構造の遺構は、北部九州の弥生から古墳時代の遺跡に認められるのであろうか。これにはまず、遺構の占地する地形的特徴の検討からなされるべきであろう。

前述したように、金印出土遺構の占地する地点は、博多湾に面して丘陵が突出する「叶ノ鼻」から東側に内寄った谷地形の先端にあたる。図2に示したように、明治初期頃には、幅およそ七〇m程の狭い谷状部に、山林および段々畑があり、水田はわずかに海岸に面した付近に営まれている。金印出土地点は、道路の拡張工事や博多

湾の潮流による海蝕作用で、現在はすでに消滅している可能性が高い。この周辺の地質は花崗岩風化土が表土となり、丘陵斜面には花崗岩塊の露出が認められる。現在の道路下は護岸の石垣が築かれており、海岸には谷から流失したと思われる岩塊が散在している。一見不毛を思わせるような場所、いつ頃から水田が営まれるようになったか不明であるが、谷から流れ下る花崗岩風化土の堆積が無ければ不可能であろう。博多湾の潮流による海蝕の速度と、谷からの土壌堆積の相互関係は不明としても、海岸部分の地形は、少くとも金印の時代には、明治の頃よりも少し広い緩斜面が形成されていたと思われる。もちろん、このことをもって、この場所が弥生時代においても農耕地とされた可能性を論ずるわけではない。

ところで、志賀島は博多湾頭に位置する島嶼であるが、弥生から古墳時代の遺跡も少くない。これらの中で遺構が確認されているのは、島の北端、勝馬にある弥五郎遺跡と堂ノ上遺跡である。前者は、海岸に面する小規模な平地にのびた丘陵尾根上に占地し、箱式石棺墓であったといわれるが、その具体的構造は不明である。後者は、勝馬集落西側の、北向きにのびた丘陵尾根上に占地し、三基の墳墓があった。各々三枚の側石と一枚の小口石を用い、二枚の蓋石で構築した石棺で、ケルン状の積石が認められている。この積石を有する箱式石棺墓は、弥生時代に属する可能性もあり、その立地の違いがあるにしろ同じ島内の遺構であり、金印出土遺構との類似性を指摘できないであろうか。

さらに目を転じて、西北九州の島嶼を見てみると、いくつかの類

似遺構が指摘されよう。その一つが、対馬における埋葬遺跡の諸例であり、特に遺構の占地する地形的特徴や、積石を有する石棺墓という点では、例えば美津島町の仁兵衛島遺跡などがあげられよう。また、五島列島の小値賀町神ノ崎遺跡では、弥生中期から古墳時代の箱式石棺墓や、地下式板石積石室墓が調査されている。遺跡の立地や主体部の上に積石があることなど、金印出土遺構との類似性を指摘できよう。

このように、金印出土遺構を墓としてみた場合、特に対馬から五島列島を含む島嶼地帯にその類似構造遺構が認められる。これらの詳細な検討は別の機会に譲るとして、ここでは、これらの島々や海浜に居住した集団の生活や、その役割を再考すべきであることを指摘するにとどめたい。

おわりに

これまで検討してきた内容をまとめると、次のようになる。

(1)金印出土状況を伝える「葦兵衛口上書」の内容は、金印発見までの状況については信用できるが、発見後から届出までの経緯については信用しがたい。

(2)金印出土地点については、中山平次郎が推定した地点付近が適当である。記録の上からは、伝承されていた土地所有者「坂本葦兵衛」なる人物の追跡調査と真柄伊兵衛への土地譲渡にいたる過程の証明が必要とされる。

(3)金印出土遺構は、積石を有する箱式石棺墓に類する可能性が強

い。

本稿を終えるにあたり、特に(3)について言及しておきたい。金印出土遺構を箱式石棺墓とする説は、前述した如く笠井新也に始まるのであるが、本稿では積石を有する石棺墓を想定した。中山平次郎の想定した遺構は、金印を隠匿するための施設としたものである。この説は、戦後の金印出土遺跡をめぐる議論に大きな影響を与えたといえる。それは、遺構を墓として把える立場からの検討よりも、それ以外の機能を有した構造物として把える立場からの議論を促した点であろう。現在提出されているこの立場からの諸説は、水野祐氏の「志賀海神社舞座説」、森貞次郎氏や西谷正氏などの「埋納遺構説」が主なものである。これらは、金印時代すなわち北部九州の弥生後期社会の祭祀に関わるという点で共通している。水野説では、志賀海神社の生成過程の論証や、志賀島における他の祭祀遺跡が未検出である点で疑問がある。森・西谷説においても、武器形青銅器祭祀遺構に類似列がないことや、金印と他の舶載品との取扱いの違いを論証する方法が不備であることなど疑問が残る。

このように、金印出土遺跡を墓として把える余地も現在なお大きく残されているのである。その検討は別の機会に譲るが、残された金印問題解決の方法は、(1)弥生時代における東アジアの国際的な経済・政治的關係、(2)中国および周辺地域における漢印の出土例(3)下賜された金印の倭国内における使用価値と他の舶載品との関係、(4)志賀島を含む海浜部に居住していた集団の生活と平野部に居住する集団との関係などを総合的に分析することにあると思われる。

本稿を草するにあたっては、次の方々の御指導、御教示を得た。記して感謝申し上げる次第である。

大谷光男、岡崎敏、木村秀明、日下部国男、坂本喜孝、高田茂広、田崎博之、西谷正、松野修司(五〇音順)

なお、大谷光男氏からは、これまで収集されてきた金印関係資料を、当館に寄贈・寄託いただいた。特に記して感謝申し上げます。

(一九八五、一、一四)

註

- (1) 岡崎敏「漢委奴国王」金印の測定 史測一〇〇 一九六八 福岡
 - (2) 三宅米吉 漢委奴国王印考 史学会雜誌三一三七 一九九二 東京
 - (3) 久米雅雄 金印奴国王への反論 藤澤一夫先生古稀記念古文化論叢一九八三 京都
- 金印を最初に鑑定した福岡市立歴史資料館は、印文を「漢ノ委奴国王」と読み、日本の古号と解釈した(「金印弁」)。これは本居宣長を代表とする当時の国学興隆のイデオロギイ的状况の中で、異端でさえある。その後の国学者連はこの論を排斥し、伊弉、熊襲など皇朝とは無関係な土著の酋長と解釈した。この点から、奴国王説の提出も伊弉国説などと同じ潮流にあったことを知るべきであろう。
- (4) 塩原勝利 金印出土の遺跡について 特設展図録「漢委奴国王」金印展—金印発見二〇〇年—福岡市立歴史資料館 一九八四 福岡
 - (5) 竹田定良・島村常・真藤世範・安井鐘・奥山弘道 金印遺 一七八四 福岡
 - (6) 山片蟠桃 夢の代 巻ノ四 一八〇二 大阪
 - (7) 菅友友 漢倭人考(七) 史学会雜誌三一二七 一九九二 東京
 - (8) 中山平次郎 ①漢委奴国王印の出土状態より見たる漢魏時代の倭国の動静に就て ②漢委奴国王印の出所は奴国王の墳墓に非らざるべし 考古学雜誌五一— ③漢委奴国王印に関する二三の文獻 考古学雜誌五一—

三一九—三 東京

- (9) 中島利一郎 ①委奴国王(七) 筑紫史談三 一九一三 福岡 ②福原景照事蹟 筑紫史談四 一九一五 福岡
- (10) ①笠井新也 漢委奴国王印の出所に対する遺蹟学的研究 考古学雜誌六一五 ②中山平次郎 漢委奴国王印の出所は古墳にあらざるべきを主張す 考古学雜誌六一六 ③中山平次郎 漢委奴国王印の出所に就て笠井新也君に答ふ 考古学雜誌六一七 ④中山平次郎 漢委奴国王印出土状態研究資料の選択に就て 同前 ⑤笠井新也 漢委奴国王印発見の遺蹟に就て中山博士に答えかつ同前 考古学雜誌六一九 東京
- (11) 棚田武生 上代筑紫の民族文化(七) 筑紫史談四八 一九二九 福岡
- (12) 内藤晃 日本における古代史学の発展 古代史講座I 一九六一 東京
- (13) 森貞次郎・乙益重隆・渡辺正気 福岡県志賀島の弥生遺跡 考古学雜誌四六一— 一九六〇 東京
- (14) 金印遺跡調査団 志賀島—「漢委奴国王」金印と志賀島の考古学的研究— 一九七五 福岡
- (15) 大谷光男 ①研究史金印 一九七四 東京 ②金印ものがたり 一九七九 福岡
- (16) 註15のP15・P18
- (17) 註9—①
- (18) 亀井昭陽が文政元年九月から天保六年八月までの周辺の出来事を漢文体で記した「空石日記」巻十四および巻十八に記事がみえる。
- (19) 当時の福岡から京都に至る通常の行程は、陸路で青森、赤松等を経て黒崎に出、そこから海路東海路で大坂に至り、大坂から京都まで、淀川を上るか陸路をとっていた。おおよそ一週程度の期間を要した。なお、博多からの便船の利用がなされた形跡もある。
- (20) 註10の⑤
- (21) 本書高田茂広論文参照。
- (22) この「定」は、弘徳池に二週、松田松秀氏に一週が保存されている。

- (23) 註8の⑧
 (24) 註9の⑧
 (25) 註9の⑧
 (26) 川添昭二・福岡古文書を読む金 新訂黒田家譜五 一九八三 東京
 (27) 川添昭二・福岡古文書を読む金 筑前國被風土記附録(上巻) 一九七七 東京
 (28) 後藤直 青柳権信の考古資料①—金印に関する資料— 福岡市立歴史資料館研究報告八 一九八四 福岡
 (29) 註10の⑧
 (30) 東瀬・西谷正 金印出土推定地点について 註14文献所収
 (31) 註13
 (32) 斎藤忠 日本の発掘 P 56 / P 57 一九六三 東京
 (33) 水野祐 「薄委奴国王」印出土状況とその発掘地点—志賀島紀行より— 早稲田大学古代史研究会紀要一 一九六四 東京
 (34) 註15の① P 20 / P 25
 (35) 柏屋邸役所 柏屋邸志 P 77 一九二三 福岡
 (36) 註10の④
 (37) 註9の④
 (38) 「筑前國被風土記附録」阿蘇家本に記されている金印発見後の状況と、青柳権信の『後漢金印略考』の記述は、ほぼ同じ内容となっている。
 (39) 榎本社人 委奴國と金印の遺跡(承前) 考古学雑誌四五一—四 一九六〇 東京
 (40) 渡辺明夫・佐田茂 金印出土遺構について 註14文献所収
 (41) 註10の①
 (42) 註14の P 19 / P 20
 (43) 長崎県教育委員会 対馬—浅茅湾とその周辺の考古学調査— P 98 / P 111 一九七四 長崎
 (44) 小値賀町教育委員会 神ノ崎遺跡 小値賀町文化財調査報告書第四集 一九八四 長崎
 (45) 水野祐 日本古代国家 一九六六 東京

(46) 森貞次郎 青銅器の出現とその系譜 古代の日本 3 一九七〇 東京
 (47) 西谷正 金印をめぐる二、三の問題—志賀島のロマン移めて ふるさとの自然と歴史二九 一九七三

(48) 福岡早野周辺で知られている武器形青銅器祭祀遺構は、たとえば春日市原町、大南、福岡市下山門教町の銅支出土例に見られるように、木箱に入れたまま地下埋納された形跡を示している。また、複数の銅矛を埋納する例も同様であると思われ、金印出土遺構のような石開いを持った例は、現在まで知られていない。なお、祭祀品とされる中広銅矛も、たとえば対馬の塔ノ首遺跡に見るように、箱式石棺墓の副葬品となった例もあり、対馬を含む島嶼地域の特殊性を考慮する必要があるだろう。

(49) 北部九州の弥生遺跡においては、銅鏡などを別に、銅鏡、鉄製武器、ガラス壺などの漢代文物は、墓の副葬品として出土するのが通例である。ひとり金印のみがそれらと異なり、祭祀品として取り扱われたとする理由は、どのように理解すればよいのであろうか。

本稿に掲載した神岡の製図には、厚合弥生罐の発動を受けた、写真図版の内、図版1の(1)は福岡市美術館、(2)は大谷光男氏、(3)は九州大学考古学研究室の提供、図版2の(1)は「金印の出た土堀—北九州の歴史」(岩波書店、一九五一年刊)によるものである。これらの方々に断々感謝申し上げる。

图版 1



(1) 金印并付志賀島圖



(2) 概原景點、金印考文



(3) 筑前國純風士記附錄繪圖



(2)金印碑



(1)1950年当時の金印碑付近の状況



(3)現在の金印碑下海岸の状況

漢・魏・晋代における「蛮夷印」の鈕形について

高橋学而

一、緒言

昨秋、一九八四年一〇月、福岡市立歴史資料館で開催された「漢委奴国王金印展」には、出土以来二百年に達する「漢委奴国王」蛇鈕金印とともに、「漢匈奴懸通戸逐王」、「蛮夷里長」といった、漢帝國が周辺諸民族に与えた印章が出版された。これらは、「漢委奴国王」印も含めて、漢朝が近隣の諸民族に対して、懐柔、褒賞などの意図をもって与えたもので、その華夷思想から、蛮夷印と総称されているところのものである。今、この呼称を用いることには、いささかの抵抗をなしとしないが、學術用語として理解したい。

さて、我々が現在突見できる古印は、羅福頤、柴澤西氏によれば、以下の事情から、今に伝えられたものである。まず、その第一は、

現存の古印中に占める軍官印の多さから推測されるように、戦鬪で落命した將士達がかつて佩帶していたものである。第二に、墓中の副葬品であり、第三に、一王朝末期の乱世の間に散失したもの（亡國乱離）である。本小稿は、これら残された古印のうち、蛮夷印の鈕形について、若干の整理を試みるのであるが、漢印の研究に際し、しばしば用いられる後漢初期衛宏の著した「漢旧儀」などには、蛮夷印の規定が記されず、検討の対象とすることができない。

従来、印章の研究は、多くの古銅印譜の刊行に見られるように、趣味主義的傾向を脱脚しきれず、また、小林庸浩氏が指摘するように、印銘と文獻記載の随事象との関連から理解する傾向が強かったと思われる。このなかにあつて、早く王献唐氏は、従来の金石学的理解を援用しつつ、實際の遺物の形制に重点を置き、古印の体系的

研究への糸口をつけたとされている。

さて、王氏は、多くの古印を突見し、その鈕形について、「臨甯封泥文字叙目」(山東省立図書館刊)一九三六年中で、「漢代は蛮夷印の鈕三あり、一は虺蛇なり、多くは西南夷に施す、一は螺紐なり、多くは、南海の諸夷に施す、一は即ち蓋蛇、多くは、北地西方の狄羌に施す。各所在の蓋蛇を以て、象どりて別と為す。」と述べ、西南夷に蛇鈕、南海の諸族に螺紐、北方の異民族に蛇鈕の印章が与えられたことを述べている。一方、わが国では、「漢委奴国王」印真蹟論争段階に圖期を成した栗原朋信氏の一連の論考を契機として、「漢委奴国王」印の鈕形に関連させつつ、漢印一般の鈕形についても述べられたことがあった。まず、前出小林庸浩氏は、国内に存する中国古印を調査したのち、「西北沙漠の地夜狄には蓋蛇紐、南方卑隴の地の蛮夷には蛇紐であることは、各代にわたる多くの遺例が証明するところである。」としている。次に、岡崎敏氏は、「漢委奴国王」金印の測定」(史道)一〇〇冊(一九六八年)において、「漢委奴国王」方民族に対しては蛇鈕、南方溼潤地帯の蛮夷については、新出の「漢王之印」蛇鈕金印などをその例の一つとして、蛇鈕がおくられたことを指摘しているのである。

以上、これらの指摘は、螺紐については意見の限りこれを知りえないが、それ以外については、その後中国で新たに出土した諸印からみても、その妥当性は、首肯されることとなっている。そこで、以下には、これらの理解を踏まえた上で、鈕形について更に整理を行いたいと考えるのであるが、まず、その手順として、出土地点の

明らかな近年出土の報告例を第一とし、次に、諸機関所蔵印の図録類を探り挙げたいと考える。そのほか、金石学の著録、印譜類と、漸次、その検討の対象を拡大すべきであるとは思われるが、遺憾ながら、今の筆者には荷が重く、二、三の金石関係の著録を、参考資料として活用するにとどめたい。

二、諸例の検討

1 印銘に記された諸民族名との関連

(4) 近年、出土が報告された諸例

近年に出土が確認される蛮夷印は、筆者の知見の限りでは、二五例を数えると思われる。これらは、出土遺構が不明な半数近くを除くと、蓋葬、もしくは二次的な遺構である窆藏に限られており、他の官私印と同様であるが、蓋葬出土の数例についても、単に古墓とあるなど、出土状況は不明瞭である。

以下に載せる表1は、近年出土が報告された蛮夷印二五例の一覧である。

このうち、鈕形の明らかな諸例について、印銘に記された諸民族と鈕形との関連についてみたのが表2である。

このほか、既に知られているように、前漢代の「漢王之印」、後漢代の「漢委奴国王」印の二例が蛇鈕印である。また、表2からは、以前から指摘されているように蛇鈕印が目立つほか、羊鈕印が、羌族に漢代一例、晋代二例、氏族に晋代二例であること、表1から、「漢夷包君」印、「晋率善胡伯長」印が羊鈕であることが注目される。

表1 近年出土報告の要目印一覽

時代	印	銘	印材	彫形	印面の寸法 (cm)	出土地点	出土遺構	出土年	文献
前漢	漢陽熹光長		銅	羊		新疆维吾尔自治区沙雅县	不明	一九五四年	①
	漢興邑君		銅	羊		湖北省宜昌縣楚皇城	不明	一九五七年	②
	漢王之印		金	蛇	二・四×二・四	雲南省晋寧縣石寨山	土坑墓	一九五七年	③
	夫租嚴君		銀	蛇	二・二×二・二	朝鮮民主主義人民共和國平壤市貞柏里	土坑木槨墓	一九五八年	④
新	越實蘭君					陝西省西安市	不明(古城內)		⑤
	越青邑君								
	新越三唐君								
後漢	漢匈奴僑親漢長		銅	蛇	二・三×二・三	青海省大通縣後子河公社	磚室墓	一九七七年	⑥
	漢匈奴僑通王		石	鼻	八・九×八・六	陝西省西安市永紅路公社	窖藏	一九七一年	⑦
	漢匈奴僑渠犂馬雙		銅	蛇	二・四×二・四	內蒙古自治區	不明(採獲)		⑧
	漢委奴國王		金	蛇	約二・三五×二・三五	日本福岡県福岡市志賀島	不明(塚石の下より)	一七八四年	⑨
魏	魏率善丘斤長		銅	蛇	二・三×二・三	陝西省扶風縣渠輿村	窖藏	一九七九年	⑩
	魏率善輔伯長		銅	蛇	二・三×二・三	大韓民國			⑪
晉	晉率善胡伯長		金	羊		甘肅省西和泉	不明	一九四八年	⑫
	晉率善曹伯長		銅	羊	二・二×二・二	陝西省麟游縣渠木公社	古墓	一九七三年	⑬
	晉率善曹伯長		銅	羊	二・二×二・二	湖北省宜城縣楚皇城	不明(楚皇城內)	一九五七年	⑭
	晉率善丘邑長		銅	羊	二・一×二・一	大韓民國慶尚北道迎日郡新光面助里	古墓	一九六六年	⑮
	晉率善光邑長		銅	羊	二・三×二・二五	陝西省韓城黃家灣公社	不明	一九七一年	⑯
	晉鮮卑率善中郎將		銀	蛇	二・一×二・一五	陝西省千陽縣	不明	一九五六年	⑰
	晉鮮卑僑僕		金	蛇	二・一×二・一	內蒙古自治區涼城縣沙虎子沟			⑱
	晉烏丸僑僕侯		金	蛇	二・二×二・三	甘肅一帶か?			⑲
	晉僑僕胡王		金	蛇	二・一×二・一	甘肅省西和泉	不明	一九四八年	⑳
	晉僑僕丘王		金	羊					㉑

表2 印銘に記す諸民族と鈕形

民族 鈕形 時代	匈奴				羌				氐				烏丸				鮮卑				蛮夷				
	駝	羊	馬	蛇 (鼻) その他	駝	羊	馬	蛇 その他	駝	羊	馬	蛇 その他	駝	羊	馬	蛇 その他	駝	羊	馬	蛇 その他	駝	羊	馬	蛇 その他	
漢 魏 晉	2			1	1																				
					2			1		2			1												



「晋楊義叟侯」羊紐鎏金銅印



「晋烏丸楊義侯」駝紐銅印



「晋蛮夷率善若長」蛇紐銅印

図1 羊鈕印・駝鈕印・蛇鈕印の事例



1. 「漢匈奴惡遁戸逐王」印印影
(大谷大学所蔵)



2. 「漢匈奴惡遁戸逐王」印印影
(1971年、西安市出土)

図2

またそのほか「漢匈奴惡遁戸逐王」鼻鈕石印に注意しなければならぬ(図2-2)。これは石材を用いた極めて特異な蛮夷印であり、しかも、印面八・九×八・六cm、通鈕高五・三cmと大きく、表1に明らかかなように通常の方寸の官印に比較し、一辺約四倍と、官印の規格から大きく逸脱していることが知られるのである。この石印は一九七一年陝西省西安市永紅路公社菊花園で、王莽印、金代印などとともに、密蔵より出土しているのであるが、この「漢匈奴惡遁戸逐王」印について、報告者である陳全方氏は印が規格に外れるほか、作りが粗いことなどから、南匈奴が自刻自造したものとしているのである。納得のゆく理解であると思われるが、石材には鼻鈕が製作し易いことなども配慮するならば、元來或いはこの印は、大谷大学秀倉文庫所蔵の「漢匈奴惡遁戸逐王」駝鈕銅印(図2-1)の明器としてつくられ、副葬されたものであるのかも知れない。これらからすれば、漢代、匈奴に与えられた「漢匈奴楊義親漢長」、「漢匈奴渠温禹疑」兩駝鈕銅印との共通性が注目されるのである。

(iv) 図録類所載の諸例

筆者が利用し得たのは、『中国古印図録』（大谷大学売倉文庫神田喜一郎・野上俊静監修 一九六四年）、「有鄰越版墨印精華官印篇」（加藤慈雨樓編 一九七五年）、「平倉放藏古璽印選」（神田喜一郎監修 加藤慈雨樓編 一九八〇年）、「故宮銅器図録」（國立故宮中央博物院連合管理處編輯 一九五七年）である。今、これらを、表2同様整理すると順に以下の通りとなる。但し、「故宮銅器図録」には、漢印二印二例、魏印五例、晋印九例の一六例の蛮夷印がいずれも蛇鈕とされているところから、表に載せていない。

まず、表3-①であるが、例によって、各代にわたって蛇鈕印が目立つほか、「晋蛮夷率善邑長」、「晋蛮夷率善佰長」が蛇鈕であるなど、「蛮夷」を印銘に記す二印がいずれも蛇鈕であることが注意される。また、表には載せていないが、図録に、「魏率善胡什長」蛇鈕銅印とともに、同じ印銘の熊鈕銅印が録されていることが特徴的である。管見の限り、蛮夷印熊鈕の他の例を知らず、また、同一の印銘を有する印章は、おおよそ同じ鈕形をとることから考えても、この熊鈕印は、後考にまたなければならぬ。次に、表3-②であるが、これは、「璽印精華官印篇」より複製している。掲載の諸蛮夷印は七例を数えるが、その内訳は、漢印二例、魏印三例、晋印二例である。このうち、蛇鈕は、漢代の「蛮夷里長」印、また、「晋蛮夷率善什長」の二例と、いずれも「蛮夷」であることが知られる。また、馬鈕印を魏代以降の丘、鳥丸に見ることがができる。次に、表3-③である。図録所載の諸蛮夷印は、全て一七例、漢印三例、魏印

表3 印銘に記す諸民族と鈕形

表3-① (中国古印図録)

民族 鈕形	匈奴			羌			丘			鳥丸			鮮卑			蛮夷			
	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	
漢	1																		
魏							2												
晋	1						1			2									2

表3-② (璽印精華官印篇)

民族 鈕形	匈奴			羌			丘			鳥丸			鮮卑			蛮夷			
	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	
漢																			
魏																			1
晋						1				1									1

表3-③ (平倉放藏古璽印選)

民族 鈕形	匈奴			羌			丘			鳥丸			鮮卑			蛮夷			
	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	駝	羊	馬	
漢																			
魏																			
晋			1																

四例、晋印一〇例であるが、表3に記す諸民族については、一一例を数える。これを鈕形についてみるならば、漢代に蛇鈕印「漢夷邑長」が知れるが、ただ、「漢傳義夷什長」印は、蛇鈕である。そのほか、羌氏各々に、魏印羊鈕、鳥丸、鮮卑各々に馬鈕印が知られ、また、晋代では、羌の三例は、いずれも羊鈕、氏に羊鈕一例、胡に羊鈕一例、鳥丸、匈奴に各々馬鈕を知ることが出来る。

そのほか、「故宮銅器圖錄」であるが、載せられた蛮夷印中、「蛮夷」を記すものはないが、各代にわたって、羌、氏、匈奴すべて蛇鈕であることは、前述した通りである。

以上、図録類所載の蛮夷印の諸例から総合するならば、蛇鈕印七例は、既に先学諸氏によって早くから指摘されるように、漢晋代において南方蛮夷を対象としたことが知られるのであり、出土地点の明らかな、「漢委奴国王」印、「漢王之印」などと同様の事実を指摘し得るのである。このうち、魏代に、蛇鈕印が見出しにくいのは、この僅かな例からすると、隴蜀の域を出ないかも知れないが、魏の版図を考慮に入れるならば、南方蛮夷に印授を、賜する機会に恵まれていなかったことにもよるのではないかと思われる。この点、蛇鈕金印である「漢委奴国王」に比較し、「魏魏使王」印の鈕形について関心が惹かれるところである。かつて、藤貞幹は、「好古日録」(一七九六年)において、偽書「宣和集古印史」に載せる「魏魏使王」印の印影を転載しているが、鈕については、「鈕製ヲ脱ス、惜ムヘシ。」と記しており興味深い。

また、そのほかきわだった特徴としては、羊鈕印が挙げられる。

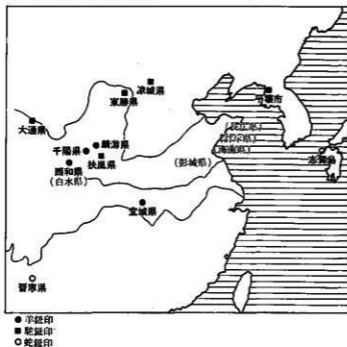
蛮夷を除く北方諸族には、従来指摘されているように、蛇鈕が通じて見られるのであるが、更に、他の鈕形について仔細に考えを及ぼすならば、羊鈕印は、羌族に、魏代一例、晋代三例、氏族に、魏代一例、晋代一例、更に、晋代胡族に一例を知ることが出来るのである。今、北方民族の總称である胡族の一例をしばらく措くならば、羊鈕印は、羌・氏の魏晋代印に見られることが注目されるのであり、この羊鈕印が羌・氏族に多く見られる事実は、前述した近年出土報告の諸例中で指摘したところと矛盾するところはないのである。

イ) その他の資料から

次に、検討の資料として価値を有するものには、金石関係の著録、印譜類が挙げられると思われるが、今、ここでは、前述の理解の参考に供す意味で、手許に活用出来る「金石索」(富田 源雲編、道光元年)、「集古官印考證」(龔中流、同治十三年)、「隴右金石錄」(張維、一九四三年)、「山左金石志」(魯瑛、阮元、嘉慶二年)等についてみてみたい。

まず、「金石索」には、六〇例近くの蛮夷印が録されているが、そのうち、鈕形を記すのは、「晋蛮夷率善臣君」(蛇鈕銀印)、「晋鳥丸率善伯長」(蛇鈕)等、そのほとんどが蛇鈕印であり、蛇鈕印としては、「晋蛮夷率善什長」を挙げ得るぐらいである。次に、「集古官印考證」であるが、これも例えば、魏晋代の蛮夷印は、七〇例近くが載せられているが、鈕形の知れるそのほとんどは、蛇鈕印であった。蛇鈕印は、「魏蛮夷率善什長」、「晋蛮夷率善什長」などが挙げら

図3 大陸に於ける蛮夷印出土地



れるに過ぎないでいる。そのほか、『山左金石志』所載蛮夷印九例のうち、鈕形の知れるものは、「漢冊義夷什長」蛇鈕印、「隴右金石錄」では、蛮夷印四例中、「魏寧善无什長」蛇鈕印、「求古精舍金石圖」では、「漢破虜羌長」蛇鈕印が看出される。

これら、金石著録の諸例は、その相互に、或いは、前述した図録類所載の諸例に重複する事例も見受けられるようであるが、既に先学によって早くから指摘されている事実、即ち、北方諸族に蛇鈕印

が与えられ、また、蛇鈕印は、南方蛮夷に対して用いられた鈕形であることがあらためて認識されるのである。

以上、蛮夷印を、その印銘に記された諸民族と、その鈕形について、再整理を試みたわけであるが、注目すべきは、北方の蛇鈕を与えられた異民族の中でも、羌・氐両族には、しばしば、蛇鈕以外に羊鈕を多く見ることができるといふことである。従って、その出土地もまた限定され、中国西北部に集中することが指摘出来るのである。羌族は、秦漢以来三國時代、現在の甘肅、青海、四川一带に分布していた遊牧民族で、部落を一単位としていたとされているが、晋前後に、中原諸王朝の疆戸、封戸として管轄下に組み入れられるようになったことが指摘されている。既に王献唐氏が指摘するように、各所在の畜産を以て象どりて別と為すのであれば、蛮夷印を、頒発する中国諸王朝からみて、中国西北部に所在する羌・氐族には、羊を強く意識させるものが、その生活様式の一要素として存在したのであろう。また、馬鈕印については、今のところ、羌族を除く、北方諸族のなかでも、魏代以降に、蛇鈕印とともに見られるようである。上に示す、図3は、鈕形から蛮夷印の出土地を見たものである。

次に、蛇鈕印については、先学によって既に指摘されているように、蛮夷蛇鈕印は、文字通り、南方蛮夷に属与されているのであるが、これに附随して問題となるのは、漢帝国内の蛇鈕銅印についてである。

藤井有鄰館には、前漢代「彭城丞印」蛇鈕銅印が所蔵されており、

また、国分直一氏が既に紹介されたように、異様氏の「我对漢王之印的看法」(『文物』一九五九・七一九五九年)からは、「浙江都水」、「琅

左鹽丞」両蛇鈕印の存在が知られ、更に、柴漢氏の「有關古璽印的一些知識」(『文物』一九五八—一九五八年)には前漢官印として、「白

表4 官印による分類 ①近年出土報告例 ②中国古印図録 ③璽印精華官印篇 ④平倉改竄古璽印選 ⑤龍右金石錄 ⑥金石索 ⑦故宮銅器圖錄

氏名	年代	五	侯	邑	君	色	侯	行	侯	侯	七
何	殷	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美
鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥
次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次	次
周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周	周

水七丞」蛇鈕印が載せられている。我々が知ることのできる蛮夷印以外の蛇鈕官印の実例は、今のところ以上の四例であると思われるのだが、注意すべきであるのは、「白水七丞」印を除き、それらがいずれも「蛮夷」との関連で解釈されているということである。

まず、田分直一氏は、「蛇鈕の印をめぐる問題」(えとのす)一、二号(一九七九年)において、蛇鈕蛮夷印が東シナ海沿岸及び密接な連絡のある地から出土している事実を基礎に、暖温のモンソン地帯での蟲蛇信仰の存在を示す、いくつかの民族例を掲げどころとしながら、蛇鈕は、中国の東南沿岸のモンソン地帯における稲作漁撈民に与えられたものとされ、更に、漢帝国内の「浙江都水」印、「瓊左鹽丞」、「彭城丞印」についても、「蛇鈕の印が与えられていることは、その出自をふまえたことから考えると考えるべき」であると述べている。具体的には、「浙江都水」を、「浙江地域で水を管理した土酋をさしたものである可能性を示し、「瓊左鹽丞」については、不明瞭であるとしながらも、やはり、土酋が任じたとしているのである。また、加藤藤雨楼氏も、「璽印精華官印篇」で、「彭城丞印」について、県の次官に蛮夷の有功者を登用して与えられたものと解釈している。「白水七丞」蛇鈕印については、従来、わが国で特に注目はされなかったが、前三例がいずれも「蛮夷」に関連づけられていることに注目しなければならない。

さて、「彭城丞印」と、葉漢氏前掲論文所載の「白水七丞」印には、いずれも、印面が十字で区画してあることが指摘されるが、この十字の区画は、一般に印面の四周を更に画し、田字格と称され、

秦・前漢代の遺印と理解されている。また、近年、出土状況の明らかな諸例を検討して、田字格印を考究した趙超氏は「試談几方秦代的田字格印及有关問題」(《考古与文物》一九八二、一九八三年)において、従来、漢代と認められてきた田字格印のいくつかが、秦印であることなどを指摘しつつ、田字格印は、秦代にその盛行をむかえたが、前漢初期には衰退しはじめたこと、更に、私印、吉語印には、新代まで、田字格の影響が見られるが、それも考古資料からみれば、後漢代には、完全に消滅したことを述べているのである。従って、「彭城丞印」、「白水七丞」両印ともに、前漢の初期の印章である可能性は極めて高いことが推測されるのであり、また、呉樸氏が言及した、上海文物管理委员会所蔵の「浙江都水」印、「瓊左鹽丞」印は、ともに、秦或いは前漢の遺印であると紹介されているのである。この両印は、前述した蛇鈕印の時期と矛盾しないが、これを偶然の一致とすべきではないのである。かつて、小林麻浩氏は、漢印の印制について考究し、「官位の高下による、材質・紐式等の区分が、整頓され官制化された」のは、漢武帝時代五字印創設以後ではないかと推測したが、官印としては、蛇鈕と同じく異形鈕に属する魚鈕の官印が、前漢初期に限られることも、蛇鈕官印を理解する一つの手がかりになると思われる。即ち、寧楽美術館蔵の魚鈕銅印である「南郡侯印」は、田字格印であり、近年、広東省広州市象崗山の石鏡多室墓からは、龍鈕田字格金印「文帝行璽」とともに、「景巷令印」魚鈕銅印が出土しているが、これまたその主たる被葬者から、前漢初期の遺印であることは明らかである。

これらからするならば、田字格を有するなど上記蛇鈕官印四例が、いずれも、秦ノ前漢初期に限られることに注意すべきであつて、前漢後期以降に増大する窠夷印の鈕形に対する理解からの解釈には無理があるとすべきである。

尚、「彭城丞印」は、現在の江蘇省銅山県に所在した彭城県の次官の印であることは、既に指摘されているところであるが、「浙江都水」、「琅左鹽丞」、「白水丞丞」について述べなければならぬ。まず都水とは、因分氏の指摘する通り、治水、漁利に関連することは、明白であつて、「歷代職官表」には、秦漢代を通じて、その名が見えている。一九五九年、安徽省壽縣安豊郷では、後漢代の貯水施設遺跡から、「都水官」を刻す鉄錐が出土している。また、「鹽丞」とは、漢代に設置された「鹽官」の丞であり、呉式芬の「封泥考略」(一九〇四年)巻四に、「權鹽左丞」が録されているのは、佐藤武敏氏の既に指摘するところである。「漢書」地理志に載せる「鹽官」の所在地のなかに、琅琊郡海曲県、長広県、計斤県が含まれているが、「琅左鹽丞」印は、そのいずれかの「鹽官」の印であると思われる。次に、「白水丞丞」であるが、「七丞」については、これを詳かにし得ないが、白水泉は、前漢広漢郡に属し、現在の四川省昭化県の西北に位置していたとされている。

2 官号、印材に関して

従来から指摘されているように、鈕形は、印銘に記された民族名との関連で理解すべきであるが、更に官号、印材についても確認を試みたのが前掲の表4である。前述したように馬鈕が魏代以降加わ

るにしても、蛇鈕印は漢魏晉代を通じて、北方諸族に通用で、官号の高下による別も特に指摘することはできない。羊鈕印についても、蛇鈕印と並び、漢ノ晉代を通じて、羌族にみる事ができる。また、印材についてであるが、これも表4に明らかのように鈕形を規定する要素でないのは、例えば金印が、すべて王侯印に限られていることにも明らかである。表には載せていないが、「漢委奴國王」印、「漢王之印」が金印であることは言うまでもなく、「新保婁烏桓舉邑率衆侯印」もまた金印である。また、「三國史記」新羅本記南解次次雄一六年「春二月北漢人耕田得漢王印獻之」の漢王印は、甘肅省武都縣出土の「羌王之印」金印、雲南省晉寧縣出土の「漢王之印」金印同様、「漢王之印」金印であることは、疑いのないところであろう。かつて、岡崎氏は「魏志」夫余伝に見える「濊王之印」について、「漢王之印」との比較から、金印、しかも「夫祖蓋君」蛇鈕銀印から濊人の鈕形をとることを推測しているが、納得のゆく理解であると言える。尚、「三國史記」に記す濊王印と「魏志」夫余伝の「濊王之印」の「濊」字が共通することは注目されて良いと思われる。

そのほか王印でありながら、金印、鑲金印でもない、「漢匈奴懸通戸逐王」銅印の特異性に着目すべきである。これをわが国では、かつて「漢の匈奴の懸通戸逐王」と読み、懸通を部族名、戸逐は匈奴の酋長の称号であると解釈し、志賀島出土の金印を「漢の委の奴の國王」と読み下す一つの例証としている。しかし、近年「陝西出土の一批古代印章資料介紹」(《文物資料叢刊》一號 一九七七年)におい

て陳全方氏は、西安市出土の「漢匈奴懸通尸逐王」鼻鈕石印について、「後漢書」南匈奴列伝に見える單于比の子連の遺印であるとし、懸通とは、通（人名）の繁称であるとされている。また、南匈奴列伝には、匈奴族の官制についても言及されているが、これらから、尸逐王が、匈奴の各種の官号の一つであることが推測され、同じく温禺鞮も同様であることが知られるのである。従って、「漢匈奴懸通尸逐王」印が、「漢匈奴乘借温禺鞮」印同様、銅印であつてもしかるべきであると言える。

三、結語

以上、漢魏晉代窠夷印をその鈕形についてみてきたのであるが、その結果、単に、北方諸族には、蛇鈕がおくられたとするだけでなく、羊鈕印に、更に注意すべきこと、また、蛇鈕官印は、必ずしも窠夷に関連させる必要のないことなどを指摘して来たのであるが、言い及ぶことの出来なかつた問題点も多い。

印章は、印面に記された印銘から使用された時期、地域、私印であれば姓名を知ることが出来るためか、鈕形との関連についても、例えば、「魏代蛇鈕印」と云う段階で、考究がとどまっていることが指摘される。印章の有する特殊性から、考古学的なアプローチが限られるにしても、今後は、出土状況の確認とともに、同一鈕形の細分から、時期差、地域差、窠夷印が屬与される集団内の階層差の理解についての配慮がなされなければならないと思われる。

最後に、本小稿を起すに際して、貴重な御助言、御配慮を頂いた岡崎敬、横山浩一、西谷正諸先生をはじめとし、劉茂源先生、塩屋勝利氏の御芳名をここに記すとともに深甚の謝意を表することと致します。

註

- (1) 羅福颐・王人聰著 安藤更生訳 中國の印章 一九六五年 東京 紫雲有岡古璽印の一些知識 文物參考資料一九五八一—一九五八年 北京
- (2) 一九七二年三月、河南省孟津縣農林公社李善大隊第五生產隊で、地下〇・六四の深處中から、七九七額の銅印が出土したが、これらは、後漢—三國時代の、いずれも中下級軍官の印章である。その内訳は、假司馬印六一九額、軍部司馬八〇額、軍司馬印二〇額、軍曲候印六四額、別部司馬一一額、部曲得印三額である。但し、報告者は、これら銅印出土の原因を、当時の恒常的な戦乱状態に求めながらも、印自体は未使用であるとしている。（賀富保・陳長安 洛陽博物館藏漢官印考 文物一九八〇—二一九八〇年 北京）
- (3) これは要するに程度の問題であつて、藤田亮氏氏が、漢漢土城内の一局部から封泥が多量に出土することを以つて、建築址の焼失を推測したように（兼淡封泥研究 朝鮮考古学研究 一九四八年 東京）一建築址、一城邑の機能の停止とともに、覆滅した場合のあつたことは、言う迄もないと思われる。
- (4) 小林庸浩 漢代官印私見 東洋学報五〇—三 一九六七年 東京。
- (5) 註(4)に同じ。
- (6) 小林庸浩氏が、書品 八四—九〇号に釈出を行っている。
- (7) 註(4)に同じ。
- (8) このうち、湖北省宜城樊城皇城内出土の「晋璽夷率善臣茂」印、「漢夷臣」印など、建築址出土と想定されるが、明証はない。

- (9) 出土状況の確証される例が、「漢匈奴傳漢長」蛇紐銅印であるが、出土した後漢後期の銅幣多量は、人骨が散乱するなど盗掘を受けているようであり、そのため、前漢出土の該印の原位置を知り得ない。竊案印以外の他の官印についても、その出土状況はほぼ同様不明か知りえないが、ただ、同時代の私印については、おおよそ類い知ることが出来るようである。水滸内出土の場合、遺骸の腰部付近（呉銘生）杭州古滸漢代朱漆昌清埋簡報 考古一九五九一三、等）、腰部（火銀）巴蜀出土漢印三方 内閣古文物考古二一 一九七九年、等）、胸部（小野勝年・日比野丈夫）東漢考古記 一九四六年、等）、掌部（南京博物院 海州西漢墓賀景清埋簡報 考古一九七四一三、他）、及び、遺骸の口中に含ませた例（紀南城鳳凰山一六八号漢墓發掘整理組 湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓發掘簡報 文物一九七五一九）などである。
- (10) 盗竊出土の原因を、報告者は、古印愛好家の収蔵に求めている。（陳全方 陝西出土の一批古代印章資料介紹 文物資料叢刊一 一九七七年 北京。）
- (11) 但し、「集古官印考證」に、「魏宏興率善邑長」蛇紐印を知ることが出来る。
- (12) 肖之真 試釈、漢陽義美長、印 文物一九七六一七 一九七六年 北京。
- (13) 薛英群 晉陽漢光侯印与晉陽魏氏王印 文物一九六四一六、一九六四年 北京。
- (14) 蛇紐の印をめぐる問題 えとのす一一号 一九七九年 下関。
- (15) 劉茂源氏が、えとのす一二号 一九七九年に訳出を行っている。
- (16) 註(一)に同じ。
- (17) 小林庸浩 西漢新莽印について一一 書出二八号 一九五二年 東京。
- (18) 定本書道全集 一九五六年 東京。
- (19) 広州象崗漢墓發掘簡報 西漢南越王墓發掘初步報告 考古一九八四一三

- 一九八四年 北京。
- (20) 璽印精華官印篇 一九七五年 京都。
- (21) 殷蘇非 安徽省舒縣安豐營漢代開闢工程遺址 文物一九六〇一一 一九六〇年 北京。
- (22) 中國古代工業史の研究 一九六二年 東京。
- (23) 佐藤氏が述べているように、「魏宮」には、長、左右丞があるのであれば「琅左輔丞」は、「琅左丞」と同じく「琅左丞」と読むべきではないかと思われる。ただ、佐藤氏が、本文中で言及する「十隴山房印卷」には、「海右輔丞」が録されており、印面の配字等、後考にまたなければならぬ。
- (24) 拙著官印 精選中國地名辭典 一九八三年 東京。
- (25) 小林庸浩 中國の古印 日本古印 一九六五年 東京。
- (26) 「漢王の印」との比較では、栗原氏の論考が注目される。（金印「漢王の印」と「魏志」夫余伝にみえる「漢王の印」とについて 古代学八一 一九五九年 京都。
- (27) 岡崎敏 『夫相波宮』 銀印をめぐる諸問題 朝鮮学報第四六輯 一九六八年 天理。
- (28) 藤枝晃 書道全集II巻 一九五八年 東京。
- 補註
- (1) 脱稿後、『図説中国の古印—古璽印概論』（藤福編著 北川博邦訳 一九八三年）に採したが、同書には、田字格を示す「浙江都水」印の印影が載せられている。また、魚尾銅印である「善倉」印も収められているが、日字格であることから、両印ともに漢初の前漢の遺物とされている。

執 筆 者

- 佐々木 哲 哉 福岡市立歴史資料館囑託
高 田 茂 広 福岡市立歴史資料館囑託
塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事
高 橋 学 而 九州大学文学部大学院博士課程

福岡市立歴史資料館研究報告 第9集

1985年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号

印 刷 正光印刷株式会社
福岡市西区大字徳永877の1

